

議事日程（第3号）

令和4年3月7日 午前9時開議

- 日程第1 第4号議案 神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第2 第5号議案 神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第3 第6号議案 神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第4 第7号議案 神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第5 第8号議案 神河町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第6 第10号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 第11号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第12号議案 神河町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13号議案 神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第14号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第15号議案 神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第16号議案 神河町町道路線の廃止の件
- 日程第12 第17号議案 神河町町道路線の認定の件
- 日程第13 第18号議案 センター長谷証明窓口業務の委託契約の件
- 日程第14 第19号議案 令和3年度神河町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第15 第20号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 第21号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 第22号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 第23号議案 令和3年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 第24号議案 令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）

日程第20	第25号議案	令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第21	第26号議案	令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第22	第27号議案	令和3年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第23	第28号議案	令和3年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第24	第29号議案	令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）
日程第25	第30号議案	令和4年度神河町一般会計予算
日程第26	第31号議案	令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
日程第27	第32号議案	令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第28	第33号議案	令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第29	第34号議案	令和4年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第30	第35号議案	令和4年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第31	第36号議案	令和4年度神河町訪問看護事業特別会計予算
日程第32	第37号議案	令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第33	第38号議案	令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第34	第39号議案	令和4年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第35	第40号議案	令和4年度神河町水道事業会計予算
日程第36	第41号議案	令和4年度神河町下水道事業会計予算
日程第37	第42号議案	令和4年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第38	承認第1号	神河町第3期健康増進・食育推進及び自殺対策計画の策定の件
日程第39	承認第2号	神河町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定の件

本日の会議に付した事件

日程第1	第4号議案	神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第2	第5号議案	神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第3	第6号議案	神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
日程第4	第7号議案	神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第5	第8号議案	神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	第9号議案	神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第6	第10号議案	神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第7	第11号議案	神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
日程第8	第12号議案	神河町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定の件
	第13号議案	神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を

改正する条例制定の件

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第9 | 第14号議案 | 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第10 | 第15号議案 | 神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第11 | 第16号議案 | 神河町町道路線の廃止の件 |
| 日程第12 | 第17号議案 | 神河町町道路線の認定の件 |
| 日程第13 | 第18号議案 | センター長谷証明窓口業務の委託契約の件 |
| 日程第14 | 第19号議案 | 令和3年度神河町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第15 | 第20号議案 | 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第16 | 第21号議案 | 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第17 | 第22号議案 | 令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第18 | 第23号議案 | 令和3年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第19 | 第24号議案 | 令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 第25号議案 | 令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 第26号議案 | 令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第22 | 第27号議案 | 令和3年度神河町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第23 | 第28号議案 | 令和3年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第24 | 第29号議案 | 令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第25 | 第30号議案 | 令和4年度神河町一般会計予算 |
| 日程第26 | 第31号議案 | 令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計予算 |
| 日程第27 | 第32号議案 | 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第28 | 第33号議案 | 令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第29 | 第34号議案 | 令和4年度神河町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第30 | 第35号議案 | 令和4年度神河町土地開発事業特別会計予算 |
| 日程第31 | 第36号議案 | 令和4年度神河町訪問看護事業特別会計予算 |
| 日程第32 | 第37号議案 | 令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算 |
| 日程第33 | 第38号議案 | 令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算 |
| 日程第34 | 第39号議案 | 令和4年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算 |
| 日程第35 | 第40号議案 | 令和4年度神河町水道事業会計予算 |
| 日程第36 | 第41号議案 | 令和4年度神河町下水道事業会計予算 |
| 日程第37 | 第42号議案 | 令和4年度公立神崎総合病院事業会計予算 |
| 日程第38 | 承認第1号 | 神河町第3期健康増進・食育推進及び自殺対策計画の策定の件 |
| 日程第39 | 承認第2号 | 神河町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定の件 |

追加日程第1 発委第1号 ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現
に関する決議

出席議員（9名）

1番 安部重助	8番 藤森正晴
2番 三谷克巳	10番 栗原廣哉
4番 小寺俊輔	11番 澤田俊一
5番 吉岡嘉宏	12番 廣納良幸
6番 小島義次	

欠席議員（なし）

欠員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長 小林英和 主事 鶴野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	野崎直規
副町長	前田義人	地籍課長	藤田晋作
教育長	入江多喜夫	上下水道課長	谷総和人
総務課長	岡部成幸	健康福祉課長	桐月俊彦
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	黒田勝樹	保西 瞳
税務課長	長井千晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	平岡民雄	北川由美
住民生活課副課長兼防災特命参事		町参事兼病院事務長	春名常洋
.....	井出 博	病院総務課長兼施設課長	
地域振興課長	前川穂積	井上淳一朗
ひと・まち・みらい課長		教育課長兼給食センター所長	
.....	真弓憲吾	高橋宏安
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事		教育課副課長兼社会教育特命参事	
.....	石橋啓明	井上恭輔

午前9時00分開議

○議長（廣納 良幸君） おはようございます。

再開します。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達していますので、第106回神河町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議案審議に入る前に申し添えさせていただきます。

会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするとし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないと規定されております。また、同規則第55号第1項では、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることはできないと規定しております。会議規則第54条及び第55条遵守の上、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

町当局におかれましては、質疑に対して明瞭かつ的確な答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

日程第1 第4号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第1、第4号議案、神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。この課の設置条例につきましてお尋ねしたいと思います。

なぜ農林政策課なのかという視点で、国の組織は農林水産省であります。我が町でも水産の部分についても業務をやっていると思うんですが、なぜ農林だけなのか。水産が入っていない理由をお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課の岡部です。おはようございます。

総務課の立場から先ほどの澤田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、神河町の長期総合計画の基本目標の中で、魅力と活力の産業を育てるとして、実現を目指す将来像として、農業や林業で生活の成り立つまち、神河町の特産品を使って、町内で年配の人も若い人も働けるまちというところを掲げております。また、昨年11月に行われました町長選挙の際の山名町長の公約の中にも、有害鳥獣と農地、山林の再生を掲げておられました。以上のとおり、この令和4年度の新年度を迎えるに当たりまして、農業と林業の課題への取組をさらに強化するということで、課名を変更するものでございます。加えまして、これまでの地域振興という大きなくりの、これまではそういう課であったんですけども、特に農業、林業、そういったところをイメージしやすいということで、そのような名前にさせていただいております。また、神河

町の環境におきまして、やはり8割5分の山林があります。また、農地につきましても町の3.8%ありまして、農家人口は減ってきておりますけれども、やはりこれまでの間に農地の圃場整備、耕地整理等を行いまして、農地を活用する資源は整っているというようなことでございますので、その町の財産としての農地を活用するということで、農業、林業にも力を入れていくと、そういうふうに思っております。決して、水産業もあるんですけども、そこを力を入れないというわけではないんですが、町のやはり環境を主に考えた中で課名の変更ということで、御理解をお願いをしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課長。

○地域振興課長（前川 穂積君） 地域振興課、前川でございます。農林政策課という課の名前につきましては、町長の施政方針であります農林業の再生に取り組む部署として、できるだけ簡潔で、業務内容が住民に分かりやすい課名を考えてくれということで指示を受けまして、それを念頭に全部の課員で提案を募りまして決定をしたものでございます。産業としての農業、林業はもちろんですけれども、先ほどの総務課長の話にもありましたように、その産業の基礎になる農地、耕地、林地、森林というのが町の90%以上を占めておる状況でございます。これをいかに健全に保全をし、将来へつなげていくかということを考えるための部署であるというふうに認識をしております。

水産業につきましては、当町の水産は内水面漁業ということで川で行います。川については、この農と林をつなぐものであり、その間にあるものというふうに認識をしておりますし、その中で、そういう考えで、これまでも地域振興課で内水面漁業については取組をしてきたところでございます。今後も同様に農と林を守り、その間にある水についても当然のこととしてしっかり業務を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部です。関連の質問をさせていただきます。

先ほど澤田議員のほうからも指摘があったんですけども、やはり神河町には漁協、3漁協ございます。寺前漁協、それと越知川漁協、それと長谷漁協、3漁協ある中で、やはりそれなりの漁協も一生懸命活動をされておるようでございます。そういったことをもっともっと神河町の特性と、地域の特性ということで生かしていく施設、施設いうか、と思うんです。そういった意味では、大変大事な漁業関係と思うんですけども、その辺のところがあります。当然町長のほうも50年後の青写真、その中にはやっぱり清流を守っていく、また高原等の自然環境を守っていくという中にも、やはり水産業というものを大事にしていくべきだと思うんです。水産業、例えば川にカワウがたくさん来ております。そういったものも駆除しながら、魚を生育させることによって、川もきれいになる、そういう清流を守っていく、そういう意味でも、水産業というものが大変大事だ

というふうに私は考えております。ですから、やっぱり農林水産いうことも必要かなというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（廣納 良幸君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。御質問、御意見のとおりだと思ってます。担当課長、前川のほうからお話をさせていただいたとおり、川ということは常に意識はしております。その中で、重要施策として、また住民に分かりやすく、どこの部署であるかということが分かりやすくということで、農林政策というふうなことにさせていただいておりますが、決して川を忘れていたわけではありませんし、担当課長によりますと、郡内、近隣を見ましても、山間部にありながら漁業に対してこれだけ力を入れている町はないというくらい頑張らせていただいているということで、私も内容を聞きますと、早朝、4時台ですかね、5時前ぐらいからカワウの様子を見に行ったりとか、そういったことも一生懸命やらせていただいています。名称にとられるわけではないんですけども、水産を忘れていたわけではありませんということを改めて申し上げて、分かりやすくということとこの名前をつけていったという流れだということで御理解いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。水産、非常に私は大事なことであろうと思います。といいますのは、いわゆる越知川、小田原川、それから長谷やね、3つの川でアユとかアマゴ、いろんな自然の中で事業できる、活性化があるところは全国ではまれといいますか、ほとんどありません。これ、いつも町長が言うように、神河町の自然を生かしてとか、その内容する形で観光という形なんですけど、やはりこの河川いうものをしっかりと生かしていく中に神河町のよさというものがまた生まれてきますので、それぞれの漁協があるから任そうという意味やなしに、やはり町としてもしっかりそういった川の明記はすべきだと思います。我々は今理解できますけれど、例えば町民の方が、こういう形の課に変わりましたよと言っても、水産という何がなければ、ああ、川はほかいとくんかというようなイメージ的なものがありますので、そこら辺りをしっかり考えた課にしていかなければ、町民の方の理解は得られないかと思えます。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課長。

○地域振興課長（前川 穂積君） 地域振興課、前川でございます。農林だけにしたという中のお話かと思えます。川については、もちろんこれまでも取組を町としても行ってきておるところでございますし、考え方としまして、私としましては、山がしっかりしておらないと、この清流は守れないというふうに考えております。町長の施政方針の中でも山、山林の再生、農地の再生という話があります中で、まずは山をしっかり手入れをし、山、農地をしっかり手入れをし、そこから流れ出す川を清流として保っていく、その中で健全な内水面漁業ができるのではないかとというふうに私としては考えておると

ころでございます。当然、だから、川はほったらかしかといいますと、もちろんそうではなくて、これまでも3つの漁協に対しても町として支援を行ってきておるところでございますし、今後も同様に、山を生かしながら川も生かし、水産業も発展をさせる必要がある、その業務に取り組む課であるというふうに認識をしておるところでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。もう1点、ちょっと別の角度からお尋ねをいたします。

今回、政策課という、政策という名前がついてきました。もちろん先ほど来説明がありますように、今後大変重要な施策を考えていく意味で、そういう姿勢を見せるという部分で政策という言葉がついたという説明、これは十分理解できます。その上で、ほかの部署も全て政策なんですよね。福祉政策もありますし、健康政策もあります。そういう意味で、今後、そういうほかの部署についても、従来のことを踏襲して仕事をすることではなしに、常にいろんな政策を考えていく、そういうことが各部署でも求められると思うんですね。今後、そういう各部署、それ以外の部署の、今回農林政策課ということで、姿勢を見せるということで、今、先ほど説明がありました。そういう意味では、今後、ほかの課についてもやはりそういう政策という言葉も使っていく、そういうふうなお考えはありませんか。

○議長（廣納 良幸君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。政策ということに関しての御推察、そのとおりであります。農林、水産ももちろん含まれてますが、新しく政策を考えていく、他の部署でも同様だということで、本当に同様だと思います。どの分野も新しく挑戦はし続けなければいけないと思ってます。ただ、今回、なぜ農林政策としたかということなんです。が、差し迫っている環境問題も含めまして、山の再生、川の再生ということに関しては、新しい分野といいますか、これまで同様の展開では駄目だというふうなことがだんだん分かってきているということの中で、特に近年力を入れたい部署ということで「政策」をあえてつけたということでもあります。他の部署も同様にいろんな課題抱えてますが、これまで同様に、政策をやるだけではなく、新しく取り組んでいくんですが、とにかくここ近年、力を入れたい部署ということで、クローズアップをしたいということで「政策」をつけたということでもあります。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第4号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立多数であります。よって、第4号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第2 第5号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第2、第5号議案、神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも少し教えていただきたい部分がございます。

今回の条例改正につきましては、国においても4年度で地方自治関係の予算の中でデジタル変革の予算も置かれてますし、町の予算も見えますと、行政手続のオンライン化のシステム改修費用ということで、約3,500万の予算計上がなされております。そして、条例の題名につきましても、情報通信技術を活用した行政の推進というように変えられています。ということは、恐らく今後進めていきます行政推進の中での事業の基というんですか、根拠になるのがこの条例じゃないかなと私は思っておるわけです。その中で、具体的には多分マイナンバーを活用して、スマホとかパソコンから行政手続ができるようになって、非常に便利になるんだろうなということは大体想像するわけなんですけど、私のようなアナログ人間につきましては、現実問題として、今後これがどのように動いていくのかということが、具体的な部分分からないので、3点ほど教えていただきたいんです。

1点目、行政手続、いろんな申請ですね、これができるようになると思うんですが、どのようなものができるのか。最終的には全てができてくるようにはなるんだと思うんですが、多分一足飛びにはそういうことにはならないと思うので、当面申請できる事務というんですか、にはどのようなものがあるのかなということを1点教えてもらいたいと思います。

それから、2点目、これはよく言われます、個人情報というんですか、プライバシーの保護の関係ですね。今の時代ですからセキュリティー対策はきちりして、万全を尽くしてされていると思うんですが、今回につきましても町の基幹システムに接続するようになりますので、その辺のセキュリティー対策をどのように考えてるのか、どのような手法を取られようとしているのか、これが2点目です。

3点目です。相当な事務というんですか、行政手続に及ぶ事務の量はたくさんだと思

うんです。このシステムそのものの導入のスケジュールですとか、多分3,500万だけで1年間ではできないと思いますので、今後のスケジュールを含めたものがどのようになっていくのか。この3点について教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。三谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の、当面の申請できる行政手続についてどんなものがあるかというお問い合わせだと思います。この条例自体は、今後の役場で行う行政手続全般が、こういったインターネット環境であるとか、パソコンやスマートフォンを使って、いろんな手続ができるように改正する全般の業務ということですから、今後における想定といたしましても、全般業務というように率直にはお答えするところだと思っております。その中で、では、当面といいますか、どういうスケジュール感でやるのかというところですけども、先ほど三谷議員さんがおっしゃいましたとおり、今年度の予算の中でも3,500万円程度の改造費を見込んでおります。これにつきましては、国の補助事業でございまして、提案説明の中でも少し申し上げましたけれども、国の地方自治体のデジタル化の中で、実行計画というのをつくっておるんですけども、その中で、今年度において当面実施をしてくださいねと言われているのが、子育て関係の手続が15手続、介護関係の手続が11手続というようになってございます。その分については、今年度の、先ほどの3,500万円の改造費に基づいて改造するということになっております。ほかに、先ほど冒頭に言いましたとおり、全手続をイメージをいたしまして、窓口に来なくてもできるようにということにはなるんですけども、そういったほかの部分については、今後どんどん広げていくということだと思っております。いずれにしても、経費とか改造がかかるものですから、単年度では完結しません。この先ずっとかかってくると思いますね。そういうものだと思っております。

それから、プライバシーの保護でありますとか、個人情報の観点からどういう注意をしているのかということですが、これまでも、今既に住民票や戸籍のコンビニ交付とか、そういうこともやっております。それから、行政の情報の共有化といいますか、自動車の車検なんかにおいても、これまででしたら納税証明を持っていかないと自動車屋さんで車検受けられなかったんですけども、そういった情報が共有化されて、陸運局のほうでももう取れるようになったりとか、そういうふうな国と地方自治体の中で、ネットワークをもう既に組んでおります。そのネットワークを通じて、マイナンバーカードを利用した行政手続をやるものですから、そこへの国、自治体のプライバシーの関係の保護がもう既にされているところへの加入ということになりますので、そこは十分、個人情報の保護はされているというようにこちらは考えております。

それから、今後の事務の量といいますか、今後のスケジュールということでございますが、先ほど言いましたとおり、1年では完結しませんので、これから当然国が進めて

いる全国での自治体での業務ですから、恐らく何らかの形の補助事業というのが出てこようかと思えます。その補助に乗っかる形で、町のほうも随時進めていきたいなというようには思っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。大体分かりましたんで、その中で、スケジュールについてはあれですね、国のほうが今後予算を固めて出していきますので、特に何年度までに完結しなきゃならないということになってないという、そういう理解でいいのかが1点と、それからもう1点、これも少し条例の中身の細かな部分をお尋ねしたいんですが、第2号の改正の中で、町の機関等という中で指定管理者が今回含まれましたので、この分についてはどのような手続が出てくるのかなと。指定管理、私もホテル等の予約システムのことをイメージされとるんじゃないかということでこの条例を読んだわけですが、ところが、ホテル等につきまして、既に予約システム等をほとんどのところが導入されておりますので、今回、指定管理者等を加えた要因、この分がどうやったんかということの2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課の岡部でございます。

まず、先ほどの1点目の今後の予定とその財源といいますか、そのところでの御質問につきましてですが、実は今年度の3,500万円の部分については、今年度内にやっってくださいという国の制限つきでございますので、今年を逃すと来年度はあるかどうか分からないという、そういった国の推進の意欲が少し出ている感じはあります。ですので、今年度につきましては、神河町においても国の要望、指示に基づきましてやる予定にしておりますが、今後の部分につきましては少し、全然未定でございますので、そこは今後の国の指示を見ながらやりたいというように思っております。

それから、指定管理のところでございますが、確かに議員おっしゃるとおり、ホテルの利用等があるんですが、それを行政手続と言うかどうかということは、そのホテルの予約等についてはちょっと違うのではないかなというように思っております。今、私がイメージしておりますのは、例えばケーブルテレビで町のあくまで施設を指定管理者、富士通さんにやってもらっておりますけれども、そこでの加入あるいは脱退の手続でありますとか、それから料金の収納の手続でありますとか、そういうところについてはあくまで神河町長名で加入させたり脱退させたり料金を徴収したりと、そういうようなことをイメージしております。したがって、ケーブルテレビ事業者におきまして、この手続に基づいて、これまで窓口でやっていたものがインターネットでできるというようなことをイメージしておりますので、そういったところで指定管理者としての部分を拡大させて提供させるということで御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。先ほどの三谷議員の1点目の質問の中での回答についての確認なのですが、今年度は子育ての手續とか介護の手續が国から求められているということやったと思うんですけども、そしたら、次年度についてはこういう分野の手續みたいなことでいいのかなという、そういうふうに理解はしようとしてるんですけども、国が求めているということは全国共通の手續だと思うんですね。ですから、神河町独自の、例えば子育ての施策、介護の施策、そういうものについても補助対象になっていくのか、本年度中に対応をされようとしているのか、それを教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。澤田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この行政手續のデジタル化につきましては、今回初めて神河町としても取り組むところでございます。議員おっしゃるとおり、独自の手續をどんどんやっていくというのももちろん法的には可能でございます。可能でございますが、そこには当然経費等もかかってきますので、今後どういうセットといいますか、この改正をするのであればここまで含めたほうがいいのかみたいな、町独自で対応できる部分は今後は対応させていただきますが、基本的には、国の指示するところをまず優先的にやらせていただくと。

独自の部分が補助対象であるかどうかということにつきましては、ちょっとそこまではこちらでも確認はできておりません。恐らく国の言うてる部分の改造費のみということにはなるのではないかと思います。あと、町独自で行う部分については、町独自の判断でできるということはできるんですけども、そこにつきましては町の費用等も発生をするということで、できるだけ効率的に行いたいというように思っております。それでよかったですか。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 国がそういうふうに進めているというのは分かるんですけども、住民の立場からすると、やはり同じ子育ての申請、いろんな業務に対しての申請、介護についての申請、今後ほかのいろんな分野についての申請についても、住民の側からは別に全国共通であろうと、町の単独の事業であろうと、関係ないわけですよ、サービスを受ける側からすると。そういう意味では、やはりそういうことについて、今は分からない、分からないということなんですけども、逆に町のほうから、やはり国のほうにそういう要望をしていく、もっと補助金の拡大ですとか、そういう動きを見せないと、住民にとってはかえって混乱になる。同じ分野の申請でも、これはできるけども、これはできない、何でやねんという話になってきますので、やはり住民の目線に立って、ス

ムーズにサービスが、住民の方々がサービスを受けられるように、町からもやっぱり県、国のほうに要望をお願いしたいと思いますが、その姿勢を教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。おっしゃるとおりかなというふうに感じております。できるもの、できないものということに、住民サイドに立った視点ということを忘れずにやりたいと思います。

一方、先般、ウェブでしたけれども、首長とセンター長の懇談というのがありまして、そこでちょうどこの話が、デジタル化の話が出まして、センター長からの話としましては、県の高速ハイウエーの話もありますが、1町でやるとなかなかコストが高くなるということなので、中播磨等、広範囲で、一緒にやりませんかというふうな投げかけがありました。こちらからは、町長からはもちろん積極的にそれをやっていただきたいし、参加したいという意思表示をさせていただいております。今いただいた意見も大事にしながら、住民サービスに、低下しないというか、差が出ないような形で広範囲に取り組めるように積極的に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課の黒田でございます。財源の措置の関係につきまして少し補足的に申し上げたいというふうに思っております。

まず、デジタル化の総体的な部分につきましては、交付税の算入ということで、地域デジタル社会推進費という格好になってます。ですので、それぞれの中で地域独自の部分については、こういった部分が対応してくるということでございます。行政手続関係につきましては、補助金あるいは特別交付税の算入といったところの対応になってございます。そういうところで、財源の関係につきましては補助でありますとか、それから、交付税の措置であるというふうなところで、国のほうでは進められているということでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。これの基となるマイナンバーカードですね、これは国の広報で今テレビでもやっています、入ったら2万ポイントとかいう形があるんですけど、現実、ちょっと教えてほしいのは、国がどれぐらいのパーセンテージで今入っておられるのか。県はどれぐらいか。神河町としては、今何人ぐらいがこのマイナンバーカードを持たれているのか、ちょっと教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。マイナンバーカードの普及率についての御質問かというふうに思っておりますが、神河町の現在の普及率はほぼ50%、住民の2人に1人がマイナンバーカードを取得していただいているという状況でございます。国、県については、少し時間をいただければありがたいというふう

に思います。

- 議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。
暫時休憩します。

午前 9 時 3 4 分休憩

午前 9 時 3 6 分再開

- 議長（廣納 良幸君） 休憩を解き、会議を再開します。
平岡住民生活課長。

- 住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。大変申し訳ございませんでした。

国におけるマイナンバー普及率は 4 1. 7 2 %、そして、兵庫県では 4 6. 6 5 %でございます。これは昨年 1 2 月末現在の数字でございます。以上です。

- 議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。
〔質疑なし〕

- 議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

- 議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。
これより第 5 号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第 5 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 3 第 6 号議案

- 議長（廣納 良幸君） 日程第 3、第 6 号議案、神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

- 議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

- 議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。
これより第 6 号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第6号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第4 第7号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第4、第7号議案、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第7号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第7号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第5 第8号議案及び第9号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第5、第8号議案、神河町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第9号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、2議案を一括議題といたします。

上程2議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点教えていただきたいと思えます。というのは、附則の第2項の解釈の部分ですが、これは調整額というような表現でされておるんですが、我々議員は4月に改選がありますので、引き続き議員になれる方もあるやろし、いろいろありますので、この6月に支給される期末手当につきましては、引き続き議員になる方については12月の期末手当の調整額分を減らしますよと、そして、今回で議員を辞められる者、それから、また新たに議員になれる方については、この2項ですか、調整額は減じるということは適用しないという、そういうような理解しとってよろしいでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。三谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおりでございます。この6月以降にいらっしゃらない、在職をされてな

い方につきましては、当然引き去ることができないということになってございます。職員も同様で、もし3月末に退職された方については引き去ることができないということで、そこは天引きをしないということになってございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第8号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第8号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第8号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第9号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第9号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第9号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第6 第10号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第6、第10号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第10号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第10号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第7 第11号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第7、第11号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第11号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第11号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第8 第12号議案及び第13号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第8、第12号議案、神河町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定の件、第13号議案、神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題とします。

上程2議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第12号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第12号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第12号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第13号議案について討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第13号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第13号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第14号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第9、第14号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第14号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第14号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第10 第15号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第10、第15号議案、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。この通学の点については、小学校が統合して以来、特に今ここに上がっておる3点のところにおいては、4キロを超えるのになぜかというようなことで非常に協議がなされたわけなんです。特に山田区においては何とかいうことでいろいろ協議され、また、夜遅く教育委員会に行っていたいて、協議をしたという記憶があります。なかなか歩み寄りができなくて、今回こういう形でバス通が認められたということになったんですが、そこまで至った、保護者の声もあったと思うんですけど、経緯をちょっと知らせていただきたい。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 通学路の関係の協議につきましては、

今まで統合によりまして協議を、通学路の協議を進めてきておりまして、統合によりまして通学路が変更になるとか、そういったところについては協議によりバス通への変更とかしてきておりまして、それ以外の徒歩通学の管内においての協議を統合の時点で進めてきておりました。その時点の経緯を言いますと、いろいろと区に投げかけられて協議を進めてこられましたけども、最終的に徒歩通学管内での意見を聞く場があったように聞いておりまして、そのときにつきましては意見が特になかったということで、統合に関わらない部分については現状維持といいますか、徒歩通学ということで進めてきているような状況でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。実は、育友会の方にこういう案が上がってきたぞという話をしたところが、ええ、本当ですかということが即でした。といいますのは、見よれば、大方10年ほどになるのかな、統合して。そのときにそういう話が出て、再三そういう声が出たと思うんですけど、今回この条例改正に、見直しまで至るまでに、なぜそれだけの日数がかかったのかと疑問に思うんですけど、そこら辺りの思いはいかがですか。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長の入江でございます。私も就任して今年4年が過ぎたところで、この通学方法といいますか、見直しにつきましては、就任以来そういう課題が、課題といいますか、通学方法については一つ考える視点があるんだということは認識しておりまして、その中で、どういうふうに見直しをしていけばいいのかというのを過去のことも考えながら検討してまいったわけですが、ここ数年、議会でも何回か御質問もいただきましたし、総務文教常任委員会のほうでも御意見をいただいたんですが、やっぱり一つは、過去とちょっと様子が違ってまいってるのが防犯的な面、非常に、声かけ事案でありますとか、それから、犯罪にすぐ結びつくかどうか分かりませんが、そういうふうな小さな子供を狙ったような声かけ事案なども増えてまいっております。それから、近年、子供の数がやっぱりぐっと減ってまいりまして、登校班を構成する人数もだんだん減ってきたり、それから、広範囲で班を形成しなければいけないというようなことも出てまいりまして、特に下校の際ですが、1人で、最後はどうしても1人になりますけども、その1人で歩いて帰る距離が長くなると、そういったことも近年起こってまいっております。そのことを勘案したときに、何とか、特に長距離の通学になる児童については、数年前と状況が変わってきてることも踏まえ、具体化をしたいということで今回このようになったわけですが、この間、時間が、今藤森議員おっしゃっているとおり、時間がかかったことにつきましては、本当にいろんな形を検討してまいりました。何が一番ええんかなということも考えながらしてまいったわけですが、今回、ひとつこの形でやろうということに至るまで時間がかかったことは申し訳ないと思しますか、事実でございますけども、何とかこの形で子供たちの安全、それから教育

環境の整備という一環も踏まえて、何とか実現したいなと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。あまりにもちょっと時間がかかり過ぎたのじゃないかと。子供の通学数においては、あまりそう変わってない現状が続いておる中で、長かったなという点。

もう1点、4キロを基準という形なんですけど、杉区においては4キロ未満の箇所がありますけれど、当時もこの話が出たんですけど、その件についての見直しは考えてなかったんですか。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 杉区につきましては、小学校の統合の協議のときにバス通を選択するというところで、協議の上で決まりまして、それを承認としてきておりますので、今回の改正の議論には、距離の問題とかあるんですけども、今回は徒歩通学に焦点を当てて改正案を考えた結果でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。とてもよいことであると思います。

ただ、この問題、私も一般質問をしましたが、神河町立学校の通学費等の支給に関する条例ですね、これはあくまでバスの定期券と回数券、あと、自転車通学の生徒に対するヘルメットの支給、これが条例やと思うんです。なぜ今この改正が必要やったんか。私が前提言した距離、何で4キロ、文科省が恐らくこれ決めたんが昭和の初め、二十何年やったと思うんですが、条例自体は平成23年にあります。ただ、私、前も言ったんですが、しんこう大橋のところの生徒さん、3キロの地点で40人ぐらいおられますよね。その辺のところ、あと、新野駅から乗られる生徒さん、小学校の生徒さん、これも20人からおられますよね。これも3キロぐらいなんですよね。その辺のことを加味できなかったんかないのはちょっと残念なんですけど。

それと、現在の在校生を基準にしてこの4キロを決められと思うんですが、将来的にもう少し子供が大きくなってきて、また変わってくるんじゃないかと思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 栗原議員の質問にお答えさせていただきます。

4キロという基準につきましては、あくまでも文科省が示しております小学校の適正規模、適正配置による基準に基づいて決めてきております。基準の4キロ以内のことについても、いろいろと教育長が申し上げましたように、検討を進めてきておりましたけども、基準というものが見つからないんです。基準があるのが、あくまでも文科省が

示した基準ののっとりまして、今回改正のほうを進めさせていただいたというところでございます。おっしゃるように、しんこうタウンは3キロになりまして、大勢の児童が通っているような状況でございますけども、あくまでも基準の4キロに基づいたというところでございます。

それと、人数的なところで、定期バスを利用するものですから、バスの乗車のことも勘案しまして、バスに乗り切れないという状況も生まれることも想定しまして、現状維持の徒歩通学のほうで進めていただきたいということで、今回提案させていただいております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 前にもちょっとお話ししたんですが、熱中症、温暖化、暑いときに臨時的に教育委員会のほうでバスを出してもらって運んだとき、これ多分3キロやったんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。前にもそういう御指摘もいただいたんですが、あの際は熱中症対策、一時的な対策としてさせていただきましたので、暑い中で歩くのが、何キロ歩いたら危ないのかというのは難しかったんですが、やっぱり非常に特異な部分でしたし、夏休みに登下校させるという初めての、毎日毎日登下校させるという初めてのことでしたので、できるだけ手厚くしたいということで、特別に3キロという基準を出しました。今回につきましては、今課長も申し上げたように、もちろん3キロという線を出すこともできないことはないんですが、そうなりますと、今申し上げましたように、一つはバスの定員もありますし、それから、もう一つは体力的な面も勘案して、基準がはっきりしてる4キロというのを考えて実施したいと。

将来的なことにつきまして御質問ありましたけども、やっぱりこれは、我が町は通学形態が、本当に全ての通学形態がそろっておりますので、徒歩、中学生も入れますと自転車、それから、バス、自動車ですね、電車といいますか、いろんな形がありますので、今後は、もちろん自動車通についても今回考えなかったわけではないんですけども、取りあえず今回はこの形で実施したいと。将来的にはいろんな形がありますので、そういうのも含めて、また、状況も、生徒の数、それから、環境といいますか、状況も変わってまいろうかなと思いますので、その辺も勘案しながら、今後、それは検討は続けていきたいと、このように思っております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 今の教育長の説明で、私自身はよく分かりました。ただ、今後を考えていく上で、やっぱり今現在の環境を、集中豪雨が来たり、熱中症が来たり、急に寒くなったり、それと現在の子供の体力的なもの、それが昔のままの基準で、文科省が決めるからこの基準には従わなければならないと、それはやっぱり各町によって、自治体によって変えていくことも考えていく必要があるんじゃないかと思うんです。今

後そういうふうなことも考えて、またやっていてもらいたいと思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。すみません、うなずくだけになってしましまして申し訳ありません。おっしゃっていただいたこと、検討を重ねて、私の一つの、就任以来抱えている課題の一つでもありましたので、今後もしっかり考えていきたいと思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。まず、2点についてお尋ねをいたします。

今回、山田区内、福本区内、貝野区内ということで、その区域の見直しがされたわけなんですけども、現時点でも結構です、令和4年度の新学年でも結構です、当該の児童、1年生から6年生まで、それぞれの地区に何名ずつおられますか、というのが1点目です。

それと、山田地内と貝野地内につきましては、現行のバス路線がございます。福本区の福山地内につきましては、コミバスについては利用者が大変少ないということで路線が廃止されております。そういう中で、当該の子供たちが、仮に該当の児童がいる場合は、バスはそこまで上がってもらえるのかということ。上がってもらえないとしたら、どういうことを考えておられるのか、安全対策も含めて。この2点をお尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。澤田議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、改正によりまして該当となる児童の状況でございます。山田区につきましては、児童が2年生と5年生に1名ずつで2名でございます。福本区は該当者はいない状況でございます。そして、貝野区につきましては、1年生が1名、2年生が3名、4年生が1名、5年生が3名、6年生が2名、合計、貝野区で児童が10名というところでございます。幼稚園のほうにつきましては、貝野区のほうで年長が2名いるというような状況でございます、合計14名というような状況でございます。

それと、2点目でございます。コミュニティバスにつきましては、福山区まで走っていないという、福山方面まで行ってないような状況でございます、国道のほうに定期路線が走っておりますので、そこまで徒歩になりますけども、歩いていただいて、そこからバスに乗りまして登校をしていただく方法で考えております。福山方面にバスが上がるということにつきましては、今後の検討になるかなと思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。

議員御指摘の福山便につきましては、令和3年度から廃止となっておりますが、これまでも、この福山方面の児童の方々につきましては、コミバスを、児童の方の通学に間に合う時間帯のコミバスのダイヤというものはありませんでしたので、それまでも国道に出ていただいて利用していただいていたということでございます。今回のこの改正によって、新たに福山にまた便数、ダイヤを加えるということは現在のところは考えておりません。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 同じ4キロ以上ですか、という条件の中で、バス路線がないということで一定の区間を歩かんとあかん子供があるわけですね。一番最初のどなたかの議員の質問の中で、教育長は、やはり1人で最後歩いていく、そういうことの危険性、そういったことも配慮せんとあかんというふうにおっしゃったわけです。この点に矛盾があるわけです。やはりどこの地域に住んでいても同じサービスを受けられる、それが基本じゃないでしょうか。そのように考えるんですが、現在のところは当該児童はいないにしても、仮にそこに当該児童が発生した場合は、私はやはり最寄りのバス停までバスは上がるべきではないかなと、それが公平感ある行政ではないかなと思いたすが、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。御指摘は重々、いただいたことは重々認識をしておりますし、今後もしていきたいと思いたす。ただ、現実といたしまして、バスが通っている路線を増やすというのはなかなか難しい現実もございまして、現状では今とにかくできることをやりたいと。福山の児童につきましては、今回該当者いませんけども、出た場合には、それまでにおっしゃっていただいたように、コミバスでありますとか定期バス等、コミバスですね、上まで上がるとしたら、そういうことも、先ほど栗原議員にも申し上げましたが、検討課題にはなろうかなと思いたすが、現時点では出てきた場合には停留所まで、申し訳ありません、安全・安心と言われればもう一人一人に考えていかなあかんのですが、そこまで何とかしたいんですけども、そこは、停留所までは歩いて来るなり、申し訳ありませんが、保護者の付添い等もあろうかと思いたすが、ほかの、今現在バス通学をしている児童につきましても、私の猪篠につきましても同じでございまして、国道の停留所まで出てくるというような形もあります。安全・安心を確保するのとちょっと二律背反の形になってしまいたすが、そこは重々認識して検討はしてまいりたいと思いたすが、現時点では停留所のほうへ下りてきてバスに乗っていただくという形になりますが、学校とも協議しながら、そのような安全についてはまた考えていきたいと思いたす。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 現状ではコストを考えたり、そうすると、仕方がない部分はよく理解できるんです。ですけど、子供自身にどういうふうに説明するんかという

ことですね。同じ1年生の子供にどのように説明をするのかなという部分では疑問があるところですよ。何もこの福山地域の子供だけじゃありません、今教育長が言われた、ほかの、いわゆるバス路線から遠いところはバス路線までは子供が歩いたりとか、親御さんが送られたりとかっていう現状があるんですけども、子供たちに公平感を教えていく中で、やはり不公平感を感じる、そういうことはあるんじゃないかなと思います。将来に向けてデマンドの路線の見直し等もされていると思いますので、幸いといたしますか、残念ながらといたしますか、今この地域には子供が少子化でいないという状況ですけども、あの地域については住宅地ということで、町内外からも転居、転入をされてる地域であります。そういうことも含めて、今後、子供の安全も考えて、何が最善の方法かということを検討をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 入江でございます。100%は難しいかもしれませんが、今おっしゃって、御指摘いただいた点につきまして、今後も十分検討を重ねてまいりたいと思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。私のは少し視点の違う話しします。

4キロメートルが基準だという話ですと今、やり取りが各議員とありました。例えば3.7キロ、どう測っても3.8キロ、こういう際どいお子さんおられる場合で、例えば家の近所にバス停があるんだと、実費で、子供ですから1回100円ですね。実費で、例えば寺前駅まで行って、あとは歩いて寺前小学校まで行くと、こういうことについては届けが要るとか、そんな関係なしで、大雪とか大雨のときにそういうことをしたいという、そんな話もお聞きしとんですけど、それは自力でコミバスに乗って寺前駅まで行くというようなこと、大丈夫でしょうか、お尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

当日の気象条件によりまして、徒歩で行くのが難しいとか、当日の体調とかでバスを利用したいとかもあると思うんです。そういった一時的な理由については、バスを利用させていただいて結構です、大丈夫ということでございます。ですが、登校班の関係もありますので、登校班の班長なりにバスで行くんだということは連絡はしていただきたいというところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。今までいろいろ、そういう各議員さんが意見が出てますように、これまでの通学補助につきましては一応4キロとい

うのが一つの基準になって、そして、その区域割りについては一つの行政区を単位にされてたんじゃないかと思うんです。ですので、4キロを超えている区域であったとしても、こういう通学路の助成対象になってない区域があるという中で、昨今の情勢の中で、子供の安心・安全を守るという観点から、4キロという一つの基準はあるんですけど、やはりおおむね4キロという分の中で、どっちかいうと、今まであった行政区で、登校班とか、子供会など、そういう視点から少し変えて、やっぱり子供の安心・安全のほうに重点を置くような考え方になったので、今回このような条件になってるかなと思うんです。そういう考え方をしますと、おおむね4キロメートルという、そして、おおむね4キロという分ですので、今回改正されようと、認定されようとしている区域については一番短いところで3.7キロで、認定しましょうということになっています。ですので、今、この3区域以外は行政区域で分けられています、3.7キロ未満となれば、それに該当する区域も出てくるという将来的な問題も出てきますんで、それから、先ほど出ていましたように、従来、行政区割りでは登校班等をつくられていたと思うんですが、生徒数が減ってくる中で、行政区割りの登校班も見直しをせざるを得んというような状況が出てきましたんで、いろんな面の中で、今回の改正についてはいろいろ議論されたと思うんです。ところが、今までいろんな議員さんから出てますように、その議論の中身が断片的にしか出てこなかったんで、総括的にこういう課題がありますよ、例えば登校班をこうやりますとか、分があります。そういう部分について、こういう課題があって、じゃあ、それについては今後どのように対応していくか、将来も含めて、どういふふうな対応をしていくかというような部分を考えているものがあれば、まとめたようなもんがいただければありがたいと思うんです。そういう中で、今後の採決につきましてはもう少し時間があると思いますんで、そういうことを、将来も含めて、特にそれぞれの区域、今回改正しようとしている3区域だけじゃなくして、汽車通学も通じて、約3.7キロという一つの基準があるとすれば、将来必ずそういう話が出てきますので、そういう部分も含めた分の課題、そして、対応策を何かまとめておられているもの、また考えておられるものがあれば、お示しを願いたいなと思います。

それから、もう1点、これは全然私の勉強不足なんです、幼稚園児の定期代いうんですかね、運賃、JRも含めた運賃はどうなりますかということをお教えいただければ、JRまたはバス会社のほうでどのように定めますかというのを教えていただきたいと思えます。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 先ほどの三谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の、いろんな議論の中での問題点とか提示してほしいということでありましたので、委員会に付託されるということで、委員会のときに発言をさせていただきたいなと思えます。

2点目の幼稚園児の定期代についてですけれども、バス通につきましては小人扱いということで、小学生児童と一緒にになります。そして、現在、JRで新野のほうから通っている園児につきましては、現在の状況を申し上げますと、登校時につきましては、小学生児童と一緒に通学しておりますので、運賃は無料という範囲に入っております。しかし、帰りにつきましては、園児独自で帰るときには運賃がかかってきているような状況になってきております。定期につきましては、幼稚園児の設定というところがJRでは設けられておられなくて、大学生と同じような取扱いになっているというようなところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。今回のこの改正といいますか、文科省の4キロに縛られずに、ちょっとおおむね4キロで、神河町独自に一步踏み込まれた、いい改正になると思うんですけれども、これ、今回、区域を設定されるに当たって、いわゆる神崎小学校区だけを設定されてるんですけれども、寺前小学校区も宮野と大河の一部はおおむね4キロ、もしくは4キロ以上の部分も一部はあるのかなと思うんです。その辺の部分は全然議論されなかったのかどうかっていうのをまず教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。小寺議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、通学路の距離につきましては、実際に通学している距離を測定しまして、距離の4キロを出してきております。その該当に入ってきたのが山田、福本、貝野区の3区でございます。寺前小学校も調査いたしまして、先ほど申し上げられた宮野区と大河区ですけれども、宮野区のほうの距離を調べた状況ですけれども、宮野区から県道を走りまして南小田区に、区境入りまして、その入ってすぐ、日和橋があると思うんです。日和橋の手前が4キロの地点になりまして、実際に南小田区に入って4キロの地点になるというところで、宮野区は4キロ以内であるということで、区として捉えて、徒歩通学圏内という判断をさせていただいております。

大河区につきましては、大河区も県道をずっと北へ北進するわけなんですけれども、大河の用田集会所があると思うんです。その用田集会所の少し手前が4キロ地点になるということで判断しまして、そこから北側につきましては住居がないというところで、大河区は今回のところには該当しないというところで、それと、市川を渡りまして、踏切のほうに行くところも住居があるんですけれども、その大河の一番北を測りますと3.7キロぐらいになっておりましたので、今回の4キロの改正の区には該当しないということで、こちら判断させていただいております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 小寺です。私、不勉強で、その該当の地区にどれぐらい

児童がいらっしゃるとかまだ全然認識もしてないんですけども、今回の改正がおおむね4キロということなので、実際3.7キロぐらいから設定されてますんで、本当に、今後の子供の安全・安心上のために、もしそういう該当の方が近くで出てこられたら、どういんですかね、区単位に縛られずに、もうここはその1人だけやから、危ないから設定しようとか、そういったフレキシブルな動きをぜひ今後お願いしたいと思います。これは質問というか、半分要望になってしまいました。恐らくこの改正でも町内小学校、町内幼稚園いうふうに変更されてますんで、恐らくそういった今後の含みも含まれておられることだろうと思いますんで、またそういう事例が発生しましたら、よろしく願います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 入江でございます。ありがとうございます。今回このような、少し大きなといいますか、見直しをさせていただきましたので、先ほどから申し上げておりますように、今後も研究といいますか、重ねながら検討していきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第15号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第11 第16号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第11、第16号議案、神河町町道路線の廃止の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。どっちかといいますと、次の17号の認定のほうで質問したほうがいいかもしれませんが、1点、廃止と認定、関連ありますので、この場で質問させていただきたいと思っております。

と申しますのは、今回廃止します町道中河原線ですね、県道と、それから寺前停車場線をつなぐ道路、これを廃止して新たにするんですが、この廃止する分の中で、10メートルほど残るといいますかね、その部分が出てくるんですが、その部分については、次に出てくる町道認定の分に入っているのかどうか、認定の分が1つの線で描いてありますので、枝に分かれた部分の10メートル弱については同じく町道として認定して、

今後も町が管理をしていくのかどうか。もしも町道と認定しないのであれば、その管理等についてはどのようになるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。三谷議員の質問にお答えさせていただきますと思います。

廃止する町道中河原線でございますけども、これにつきましては、廃止図面のほうを見ていただきますと、完全に重複する形の起点、終点になっておりますので、全て廃止になります。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。廃止することは分かるんですけど、じゃあ、結局新しい、認定した分の中に、停車場線と、それから新しい中河原水走り線の分の中で、三角の余地ができて、その分で少し高朝田側に行く分で10メートルほどの道がありますね、道が残りますね。その部分も廃止するとなれば、じゃあ、それは町道で、次の分で、その分は町道としての区域に含まれてないとするば、じゃあ、今後の管理はどうするのですかという、そういうことをお尋ねしたんですけど。

○議長（廣納 良幸君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 今回お示ししております路線図におきましては、線で描いております。今、三谷議員の御指摘のところにつきましては、次の17号議案の水走り中河原線の道路区域に全て入りますので、そちらのほうで認定をさせていただくという形になります。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第16号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第16号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第12 第17号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第12、第17号議案、神河町町道路線の認定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第17号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第17号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第18号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第13、第18号議案、センター長谷証明窓口業務の委託契約の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。1点教えてください。

官民競争入札の結果ということで、提案説明の中にも、株式会社長谷さんと役場の住民生活課さんでしたか、が応札されてということで、かなりの点数の評価、点数の差があったと思うんです。もう一度、その点数をそれぞれ教えてほしいのと、その点数の開きの中身ですね、私の察するところ、人件費の問題なのかなと思うんですけれども、経費の部分で人件費が住民生活課が直で、役場が直でやると高いのでというふうに推察をするんですけれども、その辺の中身を教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。澤田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの、まず、点数のところですが、私のほうから御説明をさせていただいたところで、役場の評価の点数が350点と申し上げました。株式会社長谷の評価点が479点と申し上げました。この差でございますが、先ほど議員おっしゃるとおり、評価の中で、業務に対する評価と、それから価格の評価があると申し上げましたけれども、価格の評価のところ、株式会社長谷のほう、随分安かったということの評価が大きな差となっております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第18号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第18号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（廣納 良幸君） ここで暫時休憩します。再開を11時とします。ちょうどします。

午前10時37分休憩

午前11時00分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

日程第14 第19号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第14、第19号議案、令和3年度神河町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部です。資料のページ、歳出、16ページと17ページなんですけども、先に16ページ、18節の負担金、補助及び交付金なんですけども、その中の銀の馬車道交流館運営協議会施設整備補助金、これは説明のときには、中播磨県民センターとの協議という形で説明がありました。これの整備内容をお聞きいたします。

それから、17ページ、諸費の22節、過年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金2,016万4,000円、これについてなんですけども、これについては、地方創生臨時交付金はコロナ対応ということでございます。そういった形で交付がされるんですけども、自治体でこのお金は自由にある程度使えるというようなことも理解しております。そういった意味で、これをもう少し有効活用できなかったのかどうか。特に商業関係、また、学校関係、医療関係等の何かに使っていただいて、皆さんの手助けになるような活用ができなかったのかということをお聞きいたします。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。

銀の馬車道の関係の事業の内容でございます。

これは中播磨県民センターの県事業でございます。銀の馬車道魅力UP事業整備助成金というメニューが、1月に着手して、3月までに完了する事業ということで募集がされまして、それに銀の馬車道交流館運営協議会のほうから、事務局のほうから応募されたということでございまして、県が2分の1、残りの2分の1を町が負担していくということにしております。内容につきましては、照明のLED照明に全て取り替える作業、それと、玄関に飾っておりますのれんですが、これが大分老朽化してきましたので、それを全て取り替えるもの。それと、パソコン、プリンターといったものを新しく更新をするということがあります。それと、非接触型の体温計を1つ入り口に設けるというものでございまして、事業費総額で85万1,254円となっております。このうちの2分の1、42万を県が助成をしていただきます。残りの分を町が43万円を助成するというので今回上げさせていただいているものとなります。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。私のほうからは、臨時交付金の御質問につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、今回、令和2年度の返還金ということで2,000万円ということで、大きいというところで、活用がどうだったのかというような趣旨の御質問かなというふうに思うわけです。

少しくこういった形になりましたところを申し上げますと、令和2年度につきましては、繰越しも含めまして、4億を超える交付金の充当といったところがございます。そういう中で、実施計画には精いっぱいいろんな事業を上げているわけですが、繰越分を除いた中で概算請求という形で交付決定額が4億ほどの分を申請をしたわけですが、実績的には3億8,000万円程度になりましたので、こういった形の額になってございます。

主なところでいきますと、いろいろな事業展開をしたわけですが、観光関係のGo To キャンペーンでありますとか、それから、農林業関係のスマート化事業、そういったところが、少し制度としてつくったわけですが、あまり御要望といいますか、そこら辺の部分が最終的にはなかったといったところで、多くの事業をやったんですが、相対的に実績との乖離がこれだけ出てるといったところでございます。

まず、臨時交付金につきましては、最終的には一般財源の投入はなく、交付金の全額充当というふうなところになってございます。決算のときにも御説明をさせていただきましたが、考えられるようなところ、感染対策、それから地域経済に資するもの、そういったところに精いっぱい充当をして事業をやったといったところで、結果的にはこういったところで不用額が出ましたけども、事業的には精いっぱいのところを充当を、活用をやったというふうなところがございますので、理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部です。先ほどのひと・まち・みらい課、銀の馬車道の交流館のほうなんですけども、照明、のれん、パソコン、プリンター等の整備ということなんですけども、これ、築まだ5年ぐらいですかいね、開業してから。多分まだそんなに時間たってないんですけども、やっぱりこういう、照明はLEDということなんですけども、のれんとかパソコン、そこら辺がもう改修というような状況が来るとということで、理解でよろしいんかどうか。

それと、コロナウイルスの感染症の対応地方創生金の件なんですけども、これについても若干2,000万強の資金なんですけども、これ、補正の計上されるまでに、担当課、商工担当課、それとか学校関係、医療関係の方で、こういうことに何とかもう少し応援してほしいなというような、そういう要望がなかったかどうか、これについてお聞きいたします。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。銀の馬車道につきましては、平成20年ぐらい、約そのぐらいだったと思いますが、商工会が事務局となって、当時、銀の馬車道交流館運営協議会というものを設置されまして、建物自体は但陽信用金庫さんの建物をお借りして、旧の粟賀支店ということで活用されていた物件を、新たに別の場所に建てられたということで、その古いものをお借りしてずっと銀の馬車道交流館として運営されてきたというものでございまして、銀の馬車道交流館としてからは15年ぐらいが経過しておりますけれども、中身の照明等につきましては、全て旧の建物のもをそのまま活用されておりますので、やはり老朽化というものはどんどん進んできます。それについて、毎年、トイレの水洗化、洋式化でありますとか、非接触型の洗浄装置を入れるですとか、そういうふうな改修を毎年させていただいているところでございます。

今回は中播磨県民センターのほうでこういう事業を新たに、年度末になってばたばたという感も否めないんですが、出されたということですので、何とかということで応募された。それに対して町が支援するというところでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。臨時交付金の関係につきましては、2年度の年末以降に国が再度補正という形で出てきました。そういった中で、要望自体につきましては、地域の経済に係る部分につきましては、ひと・まち・みらい課を通じまして商工会のほうと協議をさせていただきながら、そういった御要望のところは、国の支援策もいろいろございましたから、そういったところも含めた中で町独自の部分については上げていっているというようなところでございます。

また、感染対策につきましては、この部分についても臨時交付金を活用していくというところで、引き続き令和3年度の当初の中でそういった部分も含めて事業化というこ

とで予算のほうをやったというふうなところでございまして、当時、コロナ1年目といったところで、緊急事態宣言、あるいはまん延防止といったところで、非常に全国的に経済的な損失といたしますか、そういう部分、あるいは人流の抑制といったところでいろんなところで影響が出てまいりました。臨時交付金ありきということではなしに、町としましてはそういった対策につままして、こういった交付金を活用しながら、その辺の部分は十分に調査等をやりながら、御意見等を聞きながら、国等の補填と併せて、また県の部分の事業との部分とも連携しながらといったところで上げていったところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。タブレットの15ページの寄附金ということで、神河まち・ひと・しごと創生寄附金ということで、これは、たしか説明では企業版のふるさと納税というような説明があったかと思うんですが、これ、どの企業から、また団体から寄附があったのかということと、17ページの歳出のほうで、企画費のほうでは、その財源がその他の財源ということで、100万円ここに、要は財源の振り分けということで上がっているように思うんですけども、寄附の意図ですとか、そういったところで、何か本年度やった事業に対しての財源の充当だけではなしに、寄附の意図を生かした何か別の事業というのが、翌年ででも結構なので、起こせなかったのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。議員の御質問にお答えいたします。

この寄附金につきましては、地方公共団体が行います地方創生の取組に対する企業の寄附について、法人住民税、法人税、そして法人事業税ということで、法人関係税制によります税額控除ということで、最大90%の優遇措置があるということで、令和2年度に拡充の改正がされまして、企業にとって寄附のしやすい環境整備というものがされたものでございます。令和2年度には神河町でも地域再生計画というものをつくりまして、地方創生総合戦略の事業に割り当てていくというふうな、この基になります計画を策定し、内閣府、国の認定をいただいているところでございます。

そして、この中で、特に充当していく事業ということで、神河町の場合は、未来につながる交流・関係・移住推進プロジェクト、それと、未来につながるクールチョイス推進プロジェクトという、特にこの寄附をいただきたい事業ということで定めております。

未来につながる交流・関係・移住推進プロジェクトと申しますのは、観光交流でありますとか、観光交流に関連する事業、あるいは関係人口を増加させる地域行事、イベント等の施策と、あるいは移住に向けた若者定住向け住宅施策等の施策を位置づけております。

未来につなぐクールチョイスとしましては、地球温暖化防止に寄与するための環境保全、間伐を進めるなど、川の上流での森林資源の保全に積極的に取り組むための施策というふうな2つのプロジェクトを用意しておりまして、どちらかに充当していただくということになっております。

今年度につきましては、充当させていただきましたのは、関係人口の関係で、木造インターンシップということで、学生が3泊4日、神河町に来ていただいて、特に現在、中村・粟賀町の歴史的景観形成地区の修景整備ということで取り組んでいただいております。この事業に充当させていただいたということでございます。充当いただきました事業者名でございますが、阿比野建設さんということになっております。広報のほうにもまた掲載をさせていただくということにしております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。このまち・ひと・しごと創生寄附金のルール化といいますか、取扱いなんです、当該年度に御寄附をいただいた部分については、当該年度の事業に充当していきたいというふうに考えてございます。今のところ、ぼちぼちとそういった形で御寄附をいただけるようになってきたんですが、これが少し金額のほうが増えてきましたら、議員おっしゃられるように、少し積立てをして、翌年度にそういった計画のものに充当していくっていうようなことも考えていきたいとは思いますが、今のところ、この寄附金につきましては、当該年度に頂いた寄附については、当該年度の充当ということで考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。詳しく制度の説明をしていただいて、ありがとうございました。

私が聞きたかったのは、特別に寄附された企業さんが、特に木造インターンシップということにこだわられて、何か意図があって寄附されたのかどうか、もしそういう意図があって寄附されたのであれば、何か財源充当だけではなしに、せっかくの寄附金を生かして、木造インターンシップがより充実する、前進する事業に使うべきではなかったかということをお聞きしたかったんです。

特別意図がなくて、交流促進か、別のプロジェクトか、どちらかを選ばれたということと理解してよろしいですか。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。議員御指摘のとおり、交流、そして関係・移住推進というふうな2つあるんですけど、1つを選ばれたということですので、この関係に位置づけております地方創生の総合戦略に位置づけております事業の1つに充当させていただいたということでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。説明のときにちょっと聞き漏らしたかもしれませんけど、紙ベースの20ページで、4款衛生費の中の保健衛生総務費のところ、450万円の公立神崎総合病院事業会計出資金で、これで機器購入の減と聞いたんですけども、どんな機器を取りやめされたのかということがまず一つ。

それから、22ページの5款の農林水産業費の一番真ん中辺りですけど、委託料で、町森林経営管理事業委託料が減になってますけども、この減の理由をちょっと教えていただけますか。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。1点目の出資金のマイナス450万円の件でございます。

これにつきましては、令和3年度におきまして、総額で2,772万2,000円の医療機器の購入をさせていただきまして、そのうちの2,506万9,000円が過疎債の対象ということでございます。現在、1,700万円の過疎債分として予算を計上いただいておりますけれども、結果的にそのような結果になりましたので、2分の1の1,250万円を過疎債分としていただくと、町から病院のほうに繰入れをいただくというところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課長。

○地域振興課長（前川 穂積君） 地域振興課、前川でございます。町森林経営管理事業委託料の1,071万円の減額の内容でございます。

当初予算では、町で実施をしますこの管理事業につきまして、33ヘクタールでの切捨て間伐及び簡易土留め工の設置を予定をしておりました。これが途中、一部隣接する民間の事業者で間伐等をしていただくということで、対象面積が減りまして、最終的には10.63ヘクタールでの事業となりましたので、この事業の減った分が事業費についても減額をしておるということでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。先ほどの450万円の病院のところ、どういった機器がということを御質問いただいたと思います。

具体的に何に使うというものは私、詳しくは分からないんですが、高圧蒸気滅菌器、菌を減らすというような機器が、この部分が結構金額的には大きかったと思います。どういう機器かというのは、また病院のほうでお答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 病院総務課長、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。大変失礼

をいたしました。

購入をさせていただいた機器ですけれども、企業債と過疎債に対象となる機器が若干基準が異なるんですけれども、実は企業債に対象となる機器につきましては12機種でございます、2,772万2,000円の支払いでございます。一方で、過疎債の対象となる機器につきましては8機種でございます、支払い額が2,506万9,000円ということでございます。機器名でございますけれども、耳鼻咽喉科用の電子スコープシステムでございますとか、エックス線の骨密度測定装置等々、8機種でございます。具体的に申し上げますと、耳鼻咽喉科の電子スコープシステム、トリートメントテーブル、トレッドミル、透析用の監視装置でございますとか、整形外科のオペ装置とか、手術に使用します機器類等を購入しております。以上でございます。（「議長、関連です」と呼ぶ者あり）

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 3回目ですね、私。恐らく小島議員もお聞きしたかったこと、私もお聞きしたかったことが、先ほど財政特命参事が説明された高圧蒸気滅菌器、これが買わなくてもよくなったから450万円の減額になっとんやという説明やったと思うんですけども、私が確認したいんは、この機器が、もう買わんでもええんか、将来また買わなあかんもんなんか、そこを聞きたいんです。今回買われなかった理由、買う必要がなくなったのか、財源の問題で買えなかったのか、それを教えてほしいんです。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院総務課長、その1点について答弁をお願いいたします。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。当初は購入する予定として計上させていただきましたけれども、まだ使用に堪え得るところでございます、購入しなかったというところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。3点ほど教えていただきたいと思えます。

まず、タブレットで21ページの4款衛生費の中のインフルエンザの予防接種助成金、これは提案説明の中ではワクチン不足によるという提案説明だったと思うんですけれども、実際のところは本当にワクチンが不足してて、打ちたい方も打たれなくてこだけ減額になったのか、それとも、もう希望者は全員ちゃんとワクチン接種をされて、なおかつ、まだこだけお金が余ってしまったのかっていうのが知りたいのが1点目です。

2点目なんですけれども、その次のページ、農林水産業費の農業振興費の中の一番下ですね、負担金の中の、強い農業・担い手づくり総合支援補助金、これも提案説明の中では、採択要件を満たさずっていう提案説明だったと思います。不採択ではなく、満たさずというのがなかなか珍しい出来事かなと思いますんで、ちょっとこの辺のことをもう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

3点目です、3点目がタブレット24ページの商工費の観光振興費の委託料と原材料費ですね。この中に峰山高原附帯施設等管理委託料が522万9,000円の増と、原材料費の融雪材料費の313万9,000円増、これは恐らく峰山の除雪に絡む分の委託料の増額だと思うんですけども、予算が恐らく1,600万円程度見られてたと思うんですけど、結局のところの総額は幾らになったのかというのを教えていただきたいと思います。

以上、3点お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。小寺議員の質問にお答えさせていただきます。

任意インフルエンザ予防接種の助成金が476万3,000円減額という形になっております。今日現在、高齢者、65歳以上の方については、接種をされている率が71.1%でございます。あと、1歳から中学生までですね、中学生以下については49.9%です。財政特命参事が説明しましたとおり、12月になってもなかなかワクチンが入荷しないというところで、本年度についてはコロナワクチンの開発の関係で、インフルエンザのほうのワクチンの生産が遅れてたということは聞いていたんですけども、正直な話、高齢者については朝から並んでも順番が回ってこなかったというような苦情もありました。最終的には、遅くなったんですけども、12月の末で入ってきたというところで、1月また接種できますよと御案内をさせていただいたんですけども、皆さんも御存じやと思うんですけども、やはりマスクとか手指消毒とか、感染予防対策をされてたということで、本年度につきましても、昨年度につきましても、インフルエンザの流行はなかったというところで、最終的にこちらが予想していたよりも接種を希望された人が少なかったというところで、当初の予算からこれだけ余ってしまったというのが現状でございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課長。

○地域振興課長（前川 穂積君） 地域振興課、前川でございます。強い農業に关します補助金の件でございます。

この事業につきましては、認定農業者が導入をする機械として当初予定をしておりましたが、結果的に不採択、県の事業でございますけれども、不採択ということで補正で減額をするものでございます。この要件を満たさなかったというところに関しましては、現在、正確に把握をしておりませんので、若干お時間を頂戴したいと思います。申し訳ございません。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。観光振興費の12節委託料、峰山高原附帯施設等管理委託料522万9,000円の増額でございます。

この分につきましては、議員おっしゃるとおり、峰山高原スキー場に絡みますリラクシア周辺施設及び町道部分の除雪の部分でございます。この部分につきましては、当初、除雪費用で、金額的には950万円、除雪、それから融雪剤の散布ということで、240時間程度の時間を見込みまして、950万円を当初予定させていただきました。今もまだ見込みというふうな形になりますけれども、延べ、今回の予算で増額させていただいた分にさせていただきますと、570時間というふうな、ちょっと量の多い時間になっております。金額的には1,472万9,000円というところで、除雪時間等がかなりスキー場に関しましては、今シーズン増えておるといふ実態でございます。

それから、15節の原材料費の融雪剤の材料費ですけれども、当初は、金額的には300万円を予定しておりました。量的には85トンという想定で、令和2年度の実績の単価によりまして金額を算出させていただいております。今年度見込みとしましては、若干材料費も上がっております。1トンが3万9,600円ということですが、トータル的には155トンを散布するというふうなところで313万9,000円を増額させていただいたというところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

前川地域振興課長が申し上げた、後で報告するということは、総務文教常任委員会で報告させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） そういうふうにさせていただきます。その点だけ御了承願います。

ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第19号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第15 第20号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第15、第20号議案、令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。財政調整基金のことでお尋ねします。ペーパー5ページで、基金の積立てを765万1,000円しましたとあります。この

結果、累計として、神河町の国保財政調整基金は幾らになったんでしょうか、お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。国民健康保険の財政調整基金、令和3年度末の見込額ですけども、1億8,405万9,000円でございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第20号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第20号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第16 第21号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第16、第21号議案、令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。後期高齢医療の保険料のほうですね、ペーパーでいうと4ページになりますが、特別徴収及び普通徴収がそれぞれ補正で増えてございます。965万1,000円の増ということです。先ほどの国民健康保険のほうも増えとんですが、それは説明によると、コロナで所得が減ると思っていたが、政府の補填で大丈夫であったと、だから増やしたんだということで、それは分かったんですけど、後期高齢の場合、これ、75歳以上の方の保険料になってきますんで、これ、年金ですね、もう極端に言うと。年金の方がほとんどだと思うんですけども、年金について、そういうコロナで仕事していて給料が減ったとか、そんなことないと思うんですね。そこのところで、なぜ、増えることはええんですけども、こういった要因で約960万増えたのかお尋ねをします。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。後期高齢者医療のいわゆる保険料につきましては、高齢者間での負担を公平にするということで、負担能力に応じた負担になるように国の制度のほうで段階的に保険料の軽減措置があります。今年度は、

これまで7.75割軽減だったものが7割軽減になったことから、昨年度に比べて全体的に保険料が伸びてきたということでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第21号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第21号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第17 第22号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第17、第22号議案、令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点教えていただきたいと思えます。

ペーパーでいいますと予算書6ページの分で、国庫支出金の事業費補助金143万9,000円の補助金の増額ということなんですが、説明では、これは補助対象になったということなんですが、従来、法改正に対するシステム改修ですので、もともと、当然、国の補助金があって当たり前だとは思いますが、なぜこのように補助対象になったのかというか、増額になったのか、その理由を教えていただきたいと思えます。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。御指摘のとおり、3年に1回の法改正につきましては、システム改修も補助対象になるというのは例年なんですけれども、本年度については、どれぐらいの補助がつくかというのが国のほうからも示されなかったということで、大変申し訳なかったんですけども、当初予算の段階では科目設定ということで1,000円をさせていただきました。このシステム改修の補助金なんですけれども、最終的に契約を結んだのが754万6,000円かかっているんですけども、国のほうの基準額が144万円ということで、もう一律一緒だということで、神崎郡内全ての町においても144万円の補助しか出ないというのが年末に分かりまして、本年度、この3月で補正のほうを上げさせていただいたというところでございます。も

う少し国のほうが早く示してくれていれば、ある程度の金額を計上できたというところなんですけども、本年度につきましては、大変申し訳ありませんが、3月の補正で歳入を上げさせていただいたというところでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託した令和3年度神河町一般会計補正予算（第8号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は3月17日に行います。御了承願います。

日程第18 第23号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第18、第23号議案、令和3年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第23号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第23号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第19 第24号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第19、第24号議案、令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第24号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第24号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第20 第25号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第20、第25号議案、令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第25号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第25号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第21 第26号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第21、第26号議案、令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。長谷地区振興基金で事業をするということで上がっております。この補正によって、長谷地区振興基金の補正後の基金残高、これについてお尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。

今回の取崩しによりまして、令和3年度末の長谷地区振興基金全体の残高は1億1,298万3,975円になります。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第26号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第26号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第22 第27号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第22、第27号議案、令和3年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第27号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第27号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第23 第28号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第23、第28号議案、令和3年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点教えていただきたいと思います。

紙ベースの予算書3ページでございます。消費税の還付金を1,000円の科目設定ということで上げられておりますが、恐らく消費税の還付があろうであろうという見込みの中で科目設定をされたと思うんですが、今回の歳入歳出の補正を見ますと、還付が出てきそうな気がしないんですが、その辺の見込みがあるという要因を教えていただきたいと思います。

同じことが言えるんですが、水道のほうも、反対に、消費税の納付を科目設定で今回1,000円予算計上されてますので、この2点の考え方というんですか、状況について

説明をお願いしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。三谷議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、消費税ですけれども、皆さんの料金の中に消費税を含めて頂いております。これを、消費税は年に2回支払う期間がありますけれども、前期に、仮に消費税を頂いた分を税務署のほうに納めることとなります。最終的には、町が発注しました工事によりまして消費税を、今度は町が先に支払っておりますので、その差額について、町が支払った分が多ければ還付があるということございまして、今回も微妙なところということですが、大変この消費税、計算が難しゅうございまして、会計事務所に委託をしている中身でございます。その会計事務所のほうから科目設定だけはしといてくださいということで御指導をいただきましたので、今回の科目設定となっております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。ということは、消費税の中間納付をしますよと、ところが、実績を見込んだ中で、水道会計のほうは多分納付をしなければならぬだろうと。それから、反対に、下水道のほうは返ってくるであろうと、そういうことが予測されるという部分で、今回それぞれ科目設定の予算をしましたよと、そういう話でいいでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） そのとおりに受け取ってもらったらいのですが、還付されるのはすごく微妙でして、恐らく駄目であろうと思っておりますけれども、科目がなかったのです、念のためということでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第28号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第28号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（廣納 良幸君） 日程第24、第29号議案、令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

本議案についても、第22号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は3月17日に行いますので御了承願います。

審議の最中でございますが、昼食のため、13時ちょうどまで休憩したいと思います。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。午前中に御審議をいただきました一般会計の補正予算の予算書のところで、説明の金額がタブレットとペーパーのほうの予算書の金額が違うということが御指摘をいただきまして、精査をした結果、ペーパーのほうの金額が合っておりまして、タブレットのほうを更新がし切れてなかったということで、訂正をさせていただきたいと思っております。

ペーパーのほうでいいますと、歳出の総務費、総務管理費の財産管理費の中の積立金のところがございますが、タブレットでいいますと17ページ、ペーパーでいいますと16ページになります。積立金のところで、節の予算額1億9,217万3,000円につきましては同じなんですけれども、その右側の説明のところ、財政調整基金積立金というのがあります。ペーパーのほうでは1億2,817万3,000円となっておりますが、この数字が合っております。タブレットのほうでは1億3,717万3,000円ということで、タブレットのほうの金額が更新ができてなかったということです。

その下の公共施設維持管理基金積立金でございますが、こちらペーパーのほうでは6,400万円となっております。これが正しい数字でございますが、タブレットのほうでは5,500万円となっております。これが間違いの数字ということになっております。大変御迷惑をおかけいたして申し訳ございませんでした。よろしく願いをいたします。

○議長（廣納 良幸君） では、日程に戻ります。

日程第25 第30号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第25、第30号議案、令和4年度神河町一般会計予算を議題とします。

質疑に入る前に、若干申し添えさせていただきます。

一般会計につきましては、配付しておりますとおり、議長から指定します質疑の範囲

内において、同一議員、質疑3回の原則を適用してまいります。

以上、議員各位には格段の御協力をお願いいたします。

それでは、本議案に対する質疑に入ります。

まず、歳入について、事項別明細書、1款町税から11款地方交付税まで、ペーパーでは15ページ、タブレットでは17ページをお願いいたします。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

次に、12款交通安全対策特別交付金から22款町債、ペーパーでは32ページ、タブレットでは34ページまでをお願いいたします。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これよりは歳出に入ります。1款議会費、ページでは34ページ、タブレットでは36ページまでをお願いいたします。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

次に、2款総務費、ペーパーでは52ページ、タブレットでは54ページまでをお願いいたします。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。タブレットのページで申し上げます。

タブレット42ページの中の17節備品購入費の中の一般備品購入費335万7,000円で、これ、提案説明のときに財政特命参事が区公民館の空気清浄機と、道の駅の自動ドアという説明をされたと思うんですけども、これ、もし私の聞き間違いだったら申し訳ないんですけども、何か自動ドアが備品のところで上がってくるのが少しおかしいなと思って、ちょっとその辺の確認でお尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。ペーパーの40ページの関係でよろしいですね。

ペーパー40ページ、タブレット42ページということで、これ、臨時交付金の事業ということで、一般備品の部分につきましては、335万7,000円のうちの270万が備品の購入に充ててございます。内容としましては、一応今のところ計画しているのが、各区に空気清浄機等を、集会所等をまた再開して使っていただくときにということで上げてます。今から言います。

それから、自動ドアは道の駅の関係なんですけど、これにつきましては、工事請負費のほうです。庁舎等の施設改善工事請負費ということで、5,700万1,000円ですか、上がっているうちの150万円を道の駅の自動ドアということで、公共施設の整備ということで上げてございます。少し、備品の中に全て入ってるということではなしに、節

のほうが分かれて事業は計上をしてるということでございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 予算書はタブレットの43ページで、説明資料はペーパーで38ページなんですけども、説明資料でいきますと、ペーパーの38ページの上から3段目ですね。新規事業で地域公共交通計画策定事業で1,110万円、コロナ対策の臨時交付金610万円を使ってこの計画書をつくれようとしてるんですけども、これの中身、ここ2年ほどかかってコミバスの在り方についてはいろいろと検討されてきて、町としては一定の方向を出されるという話やったと思うんですが、今回この新規事業で上がってる地域公共交通計画策定事業の中身について、詳細な説明をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。議員御指摘の、御質問の地域公共交通計画の策定につきましては、これにつきましては、令和2年11月27日に施行されました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律というものがございまして、この中には全ての地方公共団体におきまして地域公共交通に関するマスタープランとなります地域公共交通計画を策定することが努力義務とされてきております。今回、方針がまた出されまして、地域公共交通計画の計画制度と補助制度を連動化する方針が示されております。令和6年度からは、この計画の策定がない場合には、いろんな補助制度が対象にならないというふうな、そういうふうな改正がされてきております。全国の地方自治体が令和4年度、令和5年度の2か年でこの計画策定に一斉に取りかかるということになるわけでございます。

神河町におきましても、現在デマンド交通ということで進めておりますので、これを契機にしまして、この公共交通計画を一緒につくっていききたいということで考えているところでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 計画をつくる趣旨については説明ありがとうございました。私が聞いているのは、その中身の話なんです。どういう計画をつくろうとしているのか。今まで過去2年間かけてそのデマンドの方向性を出してきて、町としては一定の方向性を持ってると思うんですけども、それに加えてどういう計画をつくろうとしているのか。計画の中身を聞いてるんです。お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。まず、この計画策定の業務仕様書案ということで策定しているものがございまして、この中では町の基礎情報、交通資源などの整理分析及び問題点の課題の設定、そして上位関連計画との連携の整理でありますとか、住民意見の把握ということでアンケート調査を

実施しましたり、住民意見交換会の運営、あるいはこの神河町のコミュニティバスのアンケート調査等も一緒に進めていく予定をしております。それで、地域の特性と課題や上位関連計画、住民や利用者との意見の内容、交通会議等での意見を踏まえまして全体の地域公共交通計画を策定するというにしております。令和2年度に改定されました持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再整備に関する法律等の趣旨を踏まえまして、基本的な方針、計画の区域、計画の定量的な目標設定、目標を達成するために行う事業実施主体、あるいは計画の達成状況の分析評価に関する事項、計画期間のスケジュールというふうなものが必須項目として定められております。こういうふうな総合的な計画をつくりなさいということで、国のほうからも指示があるところでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。同じページ、タブレット43、それからペーパーのほうで41ページの中で、先ほど委託料の下の工事請負費の中で、新野駅にバスの待合所をつくられるという、工事費に上がってます。今計画されている工事の内容ですが、多分恐らく駅の降りたところから南の20メートルほど行ったところのバスのところに待合所をつくられると思うんですが、その間の雨の日のための通路ですね、福崎駅を見ますと、明らかに雨の防止用の通路等で雨よけがしてありますので、そういう考え方があるかどうか。たしかトイレの前を通るので難しい部分があるかと思うんですが、やはり駅を降りてから傘差して、また待合室まで行くというのが非常に利用者にとっては不便があるので、そういう考え方がある中で、今回工事請負費を計上されているかどうか、それだけお尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。議員の御質問にお答えします。

まず、最初はそういうふうなことで、電車を降りられて、それからバスの待合所まで行く間の通路につきまして屋根を設置するような計画で見積り等を進めておったところですが、かなり工事費がかかってくるというふうなことがだんだん判明してきまして、まずはバス待合所の前に最低限の待合室を、待合室といいますか、屋根と三方を囲むような、そういうものをまずは設置したいということで考えております。その間の通路につきましては、すぐにかかるといことはなかなかちょっと困難な状況ですけれども、工事費等かなりかかる見込みもしておりますので、この辺りは少し今後の検討課題ということにさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。ペーパーの37ページ、タブレット39ペー

ジなんですけども、この中の25節寄附金、これはこういう表現がいいんかどうか分かりませんが、費用対効果というような形でちょっと質問させていただきますけれども、今、神河町総合病院にどのような影響、どのような効果があったか、あるのか、その辺のそこを教えてくださいたいと思います。私自身も数年前からこの講座については賛成して、何とか病院の充実ということを念頭に皆さんが喜んでもらえるような病院になったらいいなというふうな形の中で賛成もしてきました。それについてどういう効果があったのか、これからはまたどういう期待が持てるのか、その辺のそこをお聞きしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。先ほどの御質問に総務課という立場から少し御回答させていただきたいと思いますが、これまでも寄附金事業につきましてはずっと実行させていただいております。その中で、やはり神戸大学と神崎総合病院の連携といいますか、いろんなところでの医師の派遣でありますとか、そういったところでいろいろやっぱり御協力もこれまでもいただいてきておりましたし、特に目的としては特定の事業、例えば寄附金事業でいいますとリハビリテーションに関することでもありますとか、今回新たに設置させていただくのは、腎泌尿器科の研究開発というようなことですが、トータル的にやっぱり神崎総合病院との連携ということで、いろんな面で御支援をいただけてるのではないかなというように思っておりますので、今後もそういった面で、神戸大学のほうから御支援をいただく、あるいは連携をしていただくということで、神河町にとっても非常に有効ではないかというように考えて寄附講座を継続をさせていただいているということでございます。具体的などころにつきましては、病院のほうから御回答いただければありがたいと思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの質問でございますけれども、神戸大学寄附講座の寄附金3,300万円というところだろうというふうに思います。まず、リハビリテーション医学に関する研究ということで、一つは火曜日の午後になりますけれども、2時間リハビリテーション科の医師に来ていただいて診察をお願いをしてるという部分でございます。それともう1点は、広く整形外科の部分で申し上げますと、毎年2人ずつ整形外科医を送っていただけてるということもこの寄附金の意図するところだろうというふうに考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。今説明を受けました。そういった中で、病院としてはどういうふうなメリットになったか。今そういう先生が火曜日に来てくださって、リハビリの関係も協力いただいとる。また、整形のほうもそういう形でお医者さんを送っていただいとる。その効果がどういうふうに表示されているかをお聞きいたします。

○議長（廣納 良幸君） 春名病院事務長。

○町参事兼病院事務長（春名 常洋君） 病院事務長、春名でございます。ただいまの御質問、効果についてでございますが、一つは、当然ではございますが、医療の提供体制が整うというところで、町民の皆さん含め、患者様に適切な医療を提供するというのが一つの効果だと考えております。もう一つの効果としましては、経営改善の面ですね。こちらのほうでも寄附講座の先生方に従事していただくことによりまして、経営のほうにもかなり影響は大きいというふうに考えております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 今年から泌尿器科の関係で3,000万になっとんですが、昨年までは多分最先端技術か何かいうことで3,000万寄附しとったと思うんですが、泌尿器科の分については週に1日か2日ですね、病院の診察自体は。泌尿器科の先生、間違いなく、これ、ずっと代わってるような気がするんですけど、そんなことはないんですか。先生があんまり代わるようやったら、患者さんも困ると思うんですけど、その辺ちょっと教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいま議員おっしゃられたとおり、毎週2日、泌尿器科を開設をしております。午前中のみというところでございますけれども、神戸大学の人事のほうで半年もしくは1年等々で医師が交代されるという状況でございます。その中できちんと引継ぎもいただきながら、特に診察に影響が出てるといことはお伺いをしてないので、通常どおり診察をいただいているものと承知をしております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 先ほども言いましたように、最先端技術ということでこの間まで3,000万、今度は泌尿器科いう形になったんですが、これは何でこういう名目が変わったんですか。

○議長（廣納 良幸君） 副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。寄附の名称なんです。まず、最先端ということで、皆様御存じのとおり、藤澤学長がhinotoriという機器に関連をして開発をされた。このときに最先端という名目を使ってました。その後、もう少しそこから発展させていこうということで、特にこの泌尿器科の部分の内視鏡手術の最先端医療をやっていくということで、より今年、今夏は具体的な名称に変えていったということで、藤澤学長をキーとした最先端医療というところは大きくは変わってないんですが、少し具体的になってきているというふうなことです。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小寺議員。

○議員（４番 小寺 俊輔君） ４番、小寺です。１点教えてください。タブレットでいうと４６ページです。４６ページの企画費の中の一番上から２行目ですね、コミュニティ助成事業助成金（コミュニティ備品）の２５０万円、このいわゆる事業内容といえますか、こういったものなのかというのをちょっと細かく教えていただきたいと思います。説明資料にはタブレット５７ページ、下から２番目に、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的とするというふうに、川上区に補助をされるというふうに書かれているんですけども、こういった事業が対象で、例えば私が住んでる寺前区が同じような事業をしたいから、同じように助成をしていただけるのかどうかとか、そういう少し細かいところも教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。コミュニティ助成事業の件でございます。今回は、令和４年度につきましては、川上区のほうで予定をさせていただいてるということでございます。特に自治会がこういった備品購入をされるですとか、地域づくりに関するようなことをされるための備品購入ということに充てさせていただきますので、もし寺前区としてそういうふうな御要望があるようでしたら、また個別に御相談いただければと思います。かなり幅広く対応ができると思いますので、御相談いただければと思いますけれども。

今回の川上区のほうで予定しておりますのは、特に川上区では砥峰高原のほうで区の主催事業として山焼きですとか観月会、ススキまつり等を行っていただいております、各イベントで利用されているアーチがございますが、かなり老朽化しております、重量もあり、設置になかなか毎回たくさんの人手が必要やというふうなこともあります。だんだん出ていただける人手も減っている中で、もう少し簡単に設置できるものにならないかというふうなことで御相談を受けておまして、今回必要な備品を購入するということで、特にステージアーチを中心としますイベント備品ということでお伺いしております。現在、このステージテントが２０名ほどで設置されてるということなんですが、３名程度で設置可能な備品になるというふうなことでお伺いしております。要はイベント用の備品ということになっております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

次に、３款民生費、ペーパーでは６１ページ、タブレットでは６３ページまでをお願いします。

吉岡議員。

○議員（５番 吉岡 嘉宏君） ５番、吉岡です。予算説明資料でいきます。予算説明資料の５８ページで、医療助成事業のところでございます。医療助成事業のこの大きな欄の

中の真ん中ほどに、乳幼児等医療費、受給者1,207人、金額にすると4,211万6,000円、これについて、町単独分ですね、所得制限は外した分ですね。これについての町単独事業実施分の受給者の人数と給付額、金額。

もう1点、少し下へ下りると、母子等医療費、受給者101人、381万6,000円、これも独自事業で所得制限緩くしてますんで、人数と給付額、この2点についてお尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 平岡生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。まず、御質問の1点目です。町単独分の人件数ですね、これが391名でございます。そして、金額が3,283万7,000円でございます。参考までに、このうち高校生のみ部分が285名で、金額が810万4,800円でございます。

あと、母子医療の分ですけれども、議員おっしゃるようにこれも町単の所得制限、県の所得制限を少し緩和した所得制限で適用をいたしておりますが、その人数、ちょっと待ってください、少し待ってくださいね。

○議長（廣納 良幸君） 計算中でございます。次の質問の後、また答えさせていただきます。御了承願います。

ほかございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。説明資料の48ページから49ページにかけて、民生児童委員の事業、それと民生児童協力委員の事業のところがございます。資料のペーパーの48ページの一番下には民生児童委員の事業ということで、民生児童委員さんについては活動費が県からの補助金ということで、それがそのまま費用弁償ということで交付されてまして、年間12万円余りが交付されています。

その次のページの民生児童協力委員さんの事業を見ますと、現在72名と、あと、しんこうタウンの1名加えて73名の民生児童協力委員さんがおられて、この方に対して3年に1回、この予算からいうとお一人3,000円なんですね、の記念品が配られる。今、民生委員さんですけれども、民生委員さんの補助をされる協力委員さんの活動というのは、地域で本当に多岐にわたってると思うんですね。県からの補助金が僅か1人500円。町がそれに、3年に1回ですから2,500円上乗せされて3,000円の記念品を配られようとしてるんですけども、これがもう長いことこういう状況が続いてると思うんです。町からのいろんな事業を割と民生委員さんにいろんなお願いをされたりしてる中で、この協力委員さんの3年間で3,000円の記念品というのが本当にどうなのかというふうに思うんですね。そのところの町の考え方、今後の見直しの方針があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。澤田議員の質問にお

答えをさせていただきたいと思います。議員御指摘のとおり、民生委員・児童委員の皆様方につきましては、年間で12万円の費用弁償、これは報酬ではなくて費用弁償ということで、車代という形でお渡しをさせていただいています。月にすると1万円という形になるんですけども、これにつきましては、国の厚生労働大臣の委嘱を受けてそれぞれ守秘義務等々責任を持っていただいで活動していただいでるところで、国、県を通してこの費用弁償については補助金を頂いているというところでございます。民生児童協力委員につきましては、これ、兵庫県独自の取組ということになっておりまして、民生委員、神河町でいいますと36名の倍ということで、72名設置というか、委員を委嘱しなさいというところで、72名の500円分の補助だけしか出ておりません。ただし、もう1名何とか増やさせてほしいということで、しんこうタウンができたときに、県のほうに要望したんですけども、県のほうは民生委員の数掛ける2倍しか認めませんというところがありましたので、この1名については町のほうで独自で1名増やさせていただいで、県のほうに委嘱状だけつくっていただいでるところで、この1名については町のほうから500円を継ぎ足した形で保険のほうを加入しているというところでございます。

本当に民生児童協力委員さんにつきましては、民生委員さんの手足となって活動していただいでるところの実態があります。ただし、これも本当のところ、集落によっても活動内容がばらばらというところがあります。福本区、もしくは寺前区につきましては各集落に4名の協力委員さんがおられる。当然戸数も多いし面積も広いということで4名を委嘱をさせていただいています。小さい集落、過疎が進んでいる集落につきましては、協力委員さんが1名だけというところもありまして、それぞれの集落の活動内容によって振り分けをさせていただいているというところでございます。これも、それまで、7年ぐらい前までは、この協力委員さんにつきましては3年に1回の3,000円というのがなくて、本当にボランティアで活動していただいでたんですけども、やはりせめて少しでもということで、予算のほうを計上させていただいて、3年ごとにいうことで3,000円の商品券を配らせていただいでいるというところなんです。本当に3,000円ということで、もう微々たるもんなんですけども、お礼という形でさせていただいてるんですけども、福祉の関係で今、本当に活動していただいかなければならないという人材でありますので、今後その点も含めまして、協力委員さんの処遇の改善にも検討をしていきたいなというふうに思っております。いつになるかというのが言えませんが、頑張っておられるところがありますので、何とか費用弁償的なものででも補助ができたらなというふうには思っています。

現在、民生協力委員さん73名なんですけども、やはり各家のほうに入っていくことでもありますので、ほぼ90%以上が女性というところになってますが、男性のほうもやっぱり増やしていかなければならないかなというふうには思いはしております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。先ほど吉岡議員のほうから御質問いただきました医療費助成の町単独分の人数と金額、母子医療の分でございます。母子医療は町単の取組が人数50人、金額が191万6,000円でございます。申し訳ありませんでした。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。予算書でいいますと53ページ、タブレットのほうでは55ページになります。町が設置する防犯カメラでございますが、2か所設置するという説明でございましたので、もう既に設置場所等は決められておられるのかどうか、それだけお尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 井出参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。防犯カメラの設置ですけれども、2か所ということで、予定としましては上越知の上がり口の県道との交差点が1か所と、あと、長谷マーケット前の三差路のところに設置予定ということでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

次に、4款衛生費、ペーパーでは69ページ、タブレットでは71ページまでをお願いします。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。予算書タブレットで66ページの一番下のほうなんですけど、新型コロナウイルス抗原定性検査委託料で、少し事業内容について教えてください。予算説明資料でいいますとタブレットの86ページの一番上にその内容、内容といいますが対象者が書いてあるんですけども、まず、1番の対象者の方が無症状である神河町民で感染不安を感じている人と書かれているので、私の解釈でいうと、本当誰でもいいのかなっていう解釈になるんですけど、これはもうそういった理解でいいのかどうか。それと、3番に仕事等で渡航の必要がある人っていうのが、これは仕事等なので、例えば個人的な遊びの旅行で海外に渡航するから検査をしてくださいっていうふうにもお願いしてもしていただけるのかどうか、そういったところ辺をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 保西健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（保西 瞳君） 健康福祉課、保西でございます。ただいまの質問の回答をさせていただきたいと思います。こちらに予算説明資料にも書いておりますが、今感染症状がない方が原則です。発熱であるとか風邪症状ですね、

そういったものがない方に限るのが第一です。その次に、今おっしゃいましたように、いろんな意味で感染の不安を感じていらっしゃる方が多いと思います。いろんな方のところで出会ったり、あるいは濃厚接触ではないですけども、同じ職場の中でそういった方が発生した。でも、自分はそれに該当しないといった方ももちろんそこに含まれます。あと、家族が感染しましたら自分は濃厚接触になりますけれども、いろんな情報を聞かれて、その友達の友達であるとか、濃厚接触者の濃厚接触者いうんですかね、そういうような形での不安をお持ちの方もありますので、そういった方はもちろん受けていただく対象になります。

あとは、むやみやたらに、じゃあ受けようっていうものではありませんので、やはり私がもしかかってたら人にうつすかもしれないというような不安をお持ちの方に受けていただきたいなというふうなことを考えております。ですので、そういう不安があらわれましたら、特定なこういった条件っていうことは特に申しませんが、受けていただければなというふうに思います。

あと、海外渡航ということですので、こちらにつきましては、もちろん海外に行かれる条件によりましては、相手国いうんですかね、そこにつきましてはPCRとかいう規定があるところまだ多いですので、それに関するものであれば、こちらについては抗原のほうの検査になりますので、該当しないところもありますが、国によっては抗原のほうでもいいですよっていうところがあるようでありましたら、受けていただければよろしいかと思います。ただ、海外に行くけれども、そういった検査は別ですけれども、実際自分が今かかっているかどうかの不安があるということであれば受けていただいても結構かというふうに思っております。あと、旅行のほうについてもよろしいかと思えます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。予算書でいいますと67ページ、説明資料では、紙ベースでいえば71ページ、それからタブレットでいいますと予算書は69ページになります。その中で再生可能エネルギー導入戦略策定支援業務委託料ということで988万5,000円の計上がなされておりますが、これ、説明書でいいますと脱炭素に向けた、どういうのかな、ポテンシャル調査をしますというような書き方があるんですが、一応この調査をする対象というんですか、再生エネルギーについては全ての再生エネルギーが発電できるかどうかという部分を含めての調査をされることでこの予算を計上されているのか、それともエネルギーについてはある種類を決めた中でのことなのか、もしくは脱炭素だけでやられるのか、その内容ですね。調査をしようというのか、委託する内容についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

この調査の対象の再生可能エネルギーですけれども、基本的には神河町で可能性のあるもの、例えば太陽光であるとか小水力、あとバイオマス発電、ほかにも風力発電とか、そのほかの再生可能エネルギーはありますけれども、神河町で可能性のあるものにつきまして、基本的には全て検討していくということになります。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。説明資料のペーパーで71ページ、先ほどの質問のその次の欄ですね、ローカルSDGsの推進事業ということで、昨年度は予算を置かれて、やや環境面に特化したような形での取組をされたんですが、SDGsの取組自体は行政の全分野に及んでいくと思うんですけども、今後どのような方針でSDGsを推進されようとしてますか。予算がこれ、減額されてゼロになってますので、今後の取組方針を教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

SDGsという観点でいきますと、大変幅が広がってございます。今回、ローカルSDGsの推進事業として、予算説明資料のところにはゼロ計上ということでございますけれども、今年度実施しましたかみかわ未来環境塾であるとか、企業と神河町とのお見合いプロポーザルといった事業、また小・中学校への出前講座という事業につきましては、継続して実施するという方向でございまして、地球温暖化対策事業の中でそれらの事業予算は計上してございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。

次に、5款農林水産業費、ページでは78ページ、タブレットでは80ページまでをお願いします。ございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。説明資料でいいますと77ページの下から2段目ですね、営農継続支援事業ということで、これはコロナウイルスの臨時交付金を活用して農業の継続ということでいろいろと支援されてきた事業が、令和4年度については財源がないということでゼロになるんやと思うんですけども、今後の支援の考え方、特に農産物、令和3年度中にはユズの問題も出てきましたので、今後の考え方、この予算が削減された中でどう考えておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課長。

○地域振興課長（前川 穂積君） 地域振興課、前川でございます。営農継続支援事業につきましては、議員おっしゃるとおり、コロナ対策の中で令和3年度行ってきたところでございます。4年度につきましては、コロナ対策の交付金に関してはコロナ禍ではな

いということで計上をしておりません。これにつきましては、それぞれの令和3年度の事業で支援をしまりました米ですとか、小豆ですとか、ユズもそうでございます。いずれにしましても令和3年度の売上げについても減少をしてきているというような、単価が下がってきているというような状況がございます。今、具体的にこれに対して幾らの補助をするというような考え方なり計画というのはないわけでございますけれども、それぞれの現状をきちんと把握する中で、できる限り必要な支援をやってまいりたいとは考えてございます。ただ、現時点で、再度になりますけれども、具体的に米に対して何を、小豆に対して何を、ユズに対して何をというような形がまだ出来上がっていない状況でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ちょっとお伺いします。予算書のペーパーで73ページが一番上から5行目ですね、鳥獣被害防護柵等設置事業とありますが、説明では金網とか電気柵と聞いたんですけど、これの設置場所なんかは分かるでしょうか。

それともう一つ、次の74ページの14番で工事請負費で、観光施設の水車公園の改修工事と。これは小田原川の転落防止柵の設置と聞いて、改修だと思いますけれども、その概要をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。議員様の質問の74ページの工事請負費の部分を先、お答えをさせていただきたいと思います。観光施設の改修工事の請負費ということで、水車公園こっどん亭の川側、道を越えて川側になりますけれども、今現在も木質の転落防止柵がついてるんですけども、それがもう長年ずっと雨風に当たって風化、朽ちてきておりますので、安全上問題があるというふうなところで、このたび擬木で延長約200メートルほどを考えております。擬木の転落防止柵を造る予定をしております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課長。

○地域振興課長（前川 穂積君） 地域振興課、前川でございます。鳥獣被害防護柵の設置予定箇所としましては、金網柵が新規の分で大畑、岩屋、山田、高朝田、上小田の5集落、電気柵が、これも同じく新規で山田、南小田の2集落、それから金網柵の補強が大畑の1集落、この分でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。今さっき、先に工事請負のところ擬木とあったのは、これはコンクリートで木の切り株のような、あれに似せた、つまり耐久性のあるものというふうに理解してよろしいでしょうか。その耐久性とは何年

ぐらいもちますか。木だったら大体10年ぐらいでもう腐ってしまうんですけども。

○議長（廣納 良幸君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） 石橋でございます。

議員さんが言われたとおりの、コンクリートで木の形、木の色にまねたような、見た目は木というような形のものでございます。今と同じような形で柵を造りたいというふうに思っております。

耐久年数なんですけれども、きちっとしたものというふうなところでちょっと私、今のところ認識はないんですけども、20年程度はもつというふうに思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。予算書でいいますと73ページの農業振興費の負担金、補助及び交付金の一番最後です。タブレットでいいますと75ページになります。一番下のスマート化促進機械整備事業補助金53万円の計上がなされておりますが、これは県の補助制度を活用して、3分の1の補助を受けて、町の会計を通り抜けて営農組合に補助されることだと思います。一方、神河町では農業機械のある施設の整備費の補助金を持っておられますので、その辺との絡みの中で、今、農業形態も法人化の営農組織もあれば、任意の、いろいろありますので、その中で、神河町全体の農業のことを考える中で、単に県の3分の1にいろんな解釈の中で随伴補助をして、地域の労働力の軽減というんですかね、効率化を図っていくようなことが必要じゃないかと思うんですが、この補助金、ただ単に一般会計を通り抜けするだけじゃなくして、そういう部分も検討される中で53万円を計上されたかどうか、その辺の考え方だけをお尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課長。

○地域振興課長（前川 穂積君） 地域振興、前川でございます。この営農経営スマート化促進事業で、今回、大河に対して補助、県の補助でするわけでございますけれども、ちょうどこれ、大河営農につきましては、令和3年度中に法人化をされまして、それで、この県の営農経営スマート化促進事業での法人化タイプということが受けられるという対象になってきましたので、この大河のスマート化促進、ウィングハローの分についてはこの事業を使わせていただくということになります。

それから、ほかの営農組織、認定農業者等からも、この年度内に必要な機械、必要な機械といいますが、営農に必要な機械等の要望の調査というものも行いまして、それに対しましては営農集落等支援事業の中でそれぞれの営農業者に対して機械の補助を、これは町の補助として行っておるところでございます。県の補助が活用ができるところについては、県なりの補助を活用し、その他活用が難しいところについては町の事業で更新ですとか新規の導入というものに対して補助を行っておるところです。いずれにしま

しても、農地をこの農業者に機械の導入等によりまして、営農の継続はもちろんですが、農地の保全も行っていただくという中で、可能な範囲で町としても支援をしてみたいという形で予算をつくっておるものでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。私が聞きたかったのは、前のページの農業機械施設整備等補助金で711万9,000円ほど上がってますね。こういう、これは多分先ほど説明あったように、町単独の補助要望に基づくものじゃないかと思imasるので、こういう部分とか、県独自というたらおかしいんですけど、そういう分もありますので、こういう部分、全体の絡み合わせの中でそれぞれ県の随伴補助もあるとか、そういうようなことが検討されたかどうかということをお聞きしたかったんです。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課長。

○地域振興課長（前川 穂積君） 地域振興、前川でございます。この機械の導入につきましては、先ほど説明をさせていただいたとおりでございます。町の単独の事業に対して県の随伴補助等が得られるのか得られないのか、その辺りも精査はする中で、県なりの補助が得られるものについては県の事業で、得られないものについては町単独の事業でという形で区別をする中で、このような予算になっております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

次に、6款商工費、ペーパーでは82ページ、タブレットでは84ページまでをお願いします。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

次に、7款土木費、ペーパーでは87ページ、タブレットでは89ページまでをお願いいたします。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。予算書83ページの14節の工事請負費の中で280万、深山トンネルラジオ等施設撤去工事とありますが、これは撤去をされるだけで、後は新しいものをつけるとか、そういう意味じゃないんでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。小島議員の質問にお答えさせていただきます。この深山トンネルのラジオにつきましては、今年度、令和3年度で点検をさせていただきましたところ、異常な電波が出ているということで、更新するか撤去するかいうことを川上区のほうと相談をさせていただきました。その結果、もう今、深山トンネルのラジオも関西放送と、それからNHK、この2局しか、AMで2局しか放送されておりませんので、今の時代、なかなかその2局だけをラジオを聞くというこ

とも、トンネルの中で聞くということはないということなので、更新するのに何千万というお金がかかりますので、区と相談した結果、撤去でお願いしたいと、もう要らないということになりましたので、令和4年度で撤去をするということで、工事費を上げさせていただきます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点教えていただきたいと思います。予算は紙ベースで84ページ、タブレットが86になるのかな、道路橋梁維持費の中の委託料の中、道路の除草剤の委託料1,000万円の予算計上になってます。これは去年までは500万円やったと思いますので、倍の金額になっとるんですが、これは回数を増やす予定なのか、もしくは延長を、除草場所を、町道を増やされるのか、どちらか教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。三谷議員の質問にお答えさせていただきますと思います。昨年度まで町道の除草費用は500万で計上させていただきましたが、来年度から播但道の猪篠地内、神崎北ランプから以北の側道、播但道から見て西側の側道がございます。ここにつきまして、播但道との管理協定の中で町が維持管理をするということになっております。近年、播但道でのり面が崩壊して通行止めになるケースが何年かございました。今も市川の浅野のところでのり面がずって、そのままの状態、今ブルーシートをかけたままで、この3月の20日以降に復旧工事をされる予定にしておりますけども、そういうような関係で、きちんとした管理をせんと播但道の通行に支障を来すということで、再度播但道の管理事務所のほうとそれぞれ点検を今年度させていただきました。その中で、今まできちんとした管理をしてなかったので、今後協定に基づきまして、その部分につきましても除草、清掃の管理をしていくということで、本年度当初予算で倍の予算を上げさせていただきます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

次に、8款消防費、ペーパーでは89ページ、タブレットでは91ページまでをお願いいたします。ございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。少しだけお尋ねします。ペーパーで89ページの一番上のほうですけども、上の4行目ですね。ドローン登録手数料とありますが、これは多分ドローンを活用するための登録だと思うんですけども、どういう場面で活用されるのか、分かれば教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

ドローンの活用ということでございます。今までは特に使用という部分ではないんですけども、災害時において、上空から被害状況を撮影するであるとか、状況確認するとか。現時点ではそういった防災施設、砂防堰堤とかそういった部分を撮影しまして、学校のほうでそういった防災教育的な講演といたしますか、そういったときに活用するような形で撮影させていただいたりというような実績がございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。89ページ、12節の委託料、この中の防災行政無線システムの保守業務委託料725万6,000円と上がるとるんです。前年度も上がったように思うんですけども、3年度について、いろいろと修理とか皆さんからの苦情とかいうもんあったんじゃないかと思うんですけども、この辺の状況で、少し改良されておるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（廣納 良幸君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

防災無線の多分戸別受信機の受信状況のことかなというふうに理解しております。住民の方、皆さんから時々入りにくいとかというような御連絡があります。町としての対応としましては、従来どおりの対応でございまして、それぞれの御自宅にお伺いして、状況を把握して、ダイポールアンテナであるとか、その設置場所がちょっと不具合があるといえますか、場所を変えられたりというような事例もございますので、個別にそういった対応はしてございます。それ以外で全体的な対応としましては、大きな障害という部分を確認をしているわけではございませんでして、昨年でいいますと6月から7月ぐらいですか、大変入りにくいというようなお話を越知谷方面からいただいておりまして、それにつきましては現場のほうを確認して、また子局といえますか、アンテナの受信場所まで、そこまで行かまして、状況確認しましたけれども、特に問題がないということなので、業者に確認しますといろいろな要因があるようですので、電柵であるとか、何かそういったことも影響してるんじゃないかなというふうなことも聞いております。しかしながら、そういった部分でその都度状況は確認しておりますけれども、町として大きな対策という部分は、従前どおりの戸別の訪問による対応ということで考えております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。各戸、恐らく苦情もこれからも出るかと思えます。苦情とか相談とか。親切な対応をできるだけお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 井出特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。
ありがとうございます。御連絡あり次第、できるだけ時間を空けずに現場のほうに出向くように心がけております。引き続き住民対応につきましてもしっかりと対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

ここで暫時休憩をいたします。再開を14時35分といたします。

午後2時16分休憩

午後2時35分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

次に、9款教育費、ペーパーでは111ページ、タブレットでは113ページまでをお願いします。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 説明資料の104ページ、全日本愛瓢会の大会なんですが、これ、私の聞き間違いじゃなければ、多分4年度は延長になると聞いとるんですが、その辺間違いないですかね。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。当初、令和4年6月に実施予定ということで進んでおりましたけども、この2月下旬に愛瓢会の本部のほうで、令和4年度の実施については中止ということで判断されております。ですから、令和4年度には実施がないということになりますけども、予算上上がっておりますけども、決定時期が遅かったため、予算から落とすことはできなかったということで、また補正で対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。説明資料のペーパーで99ページの上から3段目、小学校のスクール・サポート・スタッフ配置事業でございます。会計年度任用職員1名という配置なんですけども、やはり業務が多忙な先生方をサポートされるということで、私は大変いい事業だと思っておるんですけども、本年度も小学校については1名ということなんですけども、県の補助金の関係での1名になってるんだと思うんですけども、この配置される学校を教えてほしいのと、次のページの一番下に中学校は配置されないということなんですけども、現場等の希望があるのかないのか、ある中で県の予算の都合で予算が上がってないのか、それならば町単でできないのか、その辺のところを教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。先ほどのスクール・サポート・スタッフの配置についてですけれども、来年度、4年度につきましては、寺前小学校に1名配置予定としております。各校配置の希望があるんですけれども、県からの補助事業の内容によりますと、各町1名配置ということに限られておりますので、町のほうで1名配置の方向で進んできてるといような状況でございます。

もう1件、町単で配置はどうかということですが、なかなか人件費というところも財源上厳しいところがありますので、町内では唯一の1校1名ということで配置をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ペーパーの98ページになりますが、使用料及びのところで、真ん中辺りですね、自動車借り上げ料が347万、これ、多分中学校でこの値段だと思えます。95ページのほうは多分小学校ですので、小学校に同じような項目が、自動車借り上げ料ですね、37万7,000円上がっておりますし、それから、幼稚園だったかな、そこにも多分上がってたと思うんですけれども、この自動車借り上げ料というのはどういう場面で使われるのかということが一つと、それから、その項目の98ページの自動車借り上げ料の下の3行目下に電子教材使用料というのが30万上がってますが、これは毎年使用料というのが支払いが生じるという意味に捉えてよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。各小学校、中学校に自動車借り上げ料ということで上がっておりまして、これについては学校の行事であったり部活動で移動のときに用いるバスの利用の費用でございます。それと、中学校でいいますと、3行下の電子教材使用料につきましては、これはGIGAスクールの関係で、各学校にタブレットが入っておりまして、そのタブレットで利用する電子ドリルを導入する使用料ということで、今年度新たに計上させていただいてる費用でございます。今年度につきましては今後の検討とあるんですけれども、紙ベースのドリルもあるということで、5年度以降はちょっと検討をしていきたいというところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。ということは、この30万というのは今年だけの分と捉えていいんでしょうか。来年度以降は発生しない、あるいは今年契約すればそれが何年間か続けて使用できるというような意味合いのものなのかという、どちらでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。こちらの教材の使用料につきましては、1年のみの使用に対しての費用となっております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。これも1点教えてください。外国語の指導助手ですね、去年は会計年度職員を1名採用するような形の中で、助手の、外国語の指導に努めてきたと思うんですが、今年の予算につきましては会計年度職員で補っていた分が予算がゼロになっとるんですけど、当初の目的を達成したから全額削られたのか、その背景というんですか、経過を教えてくださいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。三谷議員の質問にお答えします。外国語のALTの関係でよろしいでしょうか。（「会計年度」と呼ぶ者あり）会計年度任用職員の関係につきましては、ちょっと確認させていただきますので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。すみません。

○議長（廣納 良幸君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。じゃあもう少し具体的に、ちょっと舌足らずで質問が悪かったんか知らんですけど、予算説明資料の100ページを見ていただきたいと思うんです。真ん中辺に外国語指導助手活用事業ということで、2段に分けてありますね。上のほうの去年405万3,000円が予算計上されていたのが、今年はゼロになっていますと。多分去年の資料を見ますと、この部分については会計年度職員を充てますというような説明書きになっていましたので、今年については会計年度職員を充てる外国人指導助手の制度がなくなったというように理解しますので、その理由として、なぜかなということですね。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。申し訳ありません。説明資料の100ページにある内容でございますけども、こちらにつきましては外国語の指導助手の関係になりまして、ALTの活用を進めていたところですけども、コロナの影響によりまして外国人の採用ができなかったという点がございまして、英語の教員のOBをそのALTの関係で活用をしていたということで予算を計上しておりましたけども、民間ALTの活用のほうにシフトを変更しましたので、外国語指導助手活用事業ということで、令和4年につきましては539万計上させていただいて、その上の外国語指導助手活用事業につきましては費用を落とさせていただいたというふうな状況となります。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。ということは、4年度については、今

のコロナの状況下でありますけども、ALTについては必ず派遣というんですか、配置ができるという形で思ったらええわけですね。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 令和4年度につきましては、民間委託によりましてALTを派遣していただいて、英語の指導助手ということで学校のほうに入っていただくように進めてきております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 三谷議員、よろしいか、それで。

○議員（2番 三谷 克巳君） よろしいです。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部です。103ページの18節、町指定文化財の保護補助金100万円上がっておるんですけども、これの内容について若干お教え願います。

○議長（廣納 良幸君） 井上教育課社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（井上 恭輔） 教育課、井上でございます。先ほどの質問ですけども、町指定文化財保護補助金ですけども、上限が50万円となっております、一応2件の見込みをしております。それで、今1つ予定として入っておりますのが、猪篠の大歳神社の修繕に対する補助、あと1件予定として見込んでいたところがあったんですけども、1件ちょっと指定文化財の部分ではないということが判明いたしまして、もう1件は未定ということになって、予算のスケジュール上で、そのまま計上という形になっております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。ちなみに、町の文化財いうたら何件ぐらいあるんでしょうね。

○議長（廣納 良幸君） 井上教育課社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（井上 恭輔） 教育課、井上でございます。ちょっと今調べまして、後ほどまた報告させていただきたいと思っております、すみません。

○議長（廣納 良幸君） 調べる間に、ほかに質疑ございませんか。ほかの質疑ございませんか。

井上教育課社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（井上 恭輔） 教育課、井上でございます。先ほどの町指定文化財の件数ですけども、42件でございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。説明資料のほうの104ページの中央公民館管理運営事業、一番最後のとこの割と大きな金額です。舞台カメラ映像設備工事

867万1,000円とありますけども、これちょっと私、全然舞台カメラのこと分からないんですけども、これは今まであったものが悪くって新しく替えるのか、それとも新規でやるのか、その辺ちょっと、舞台カメラとは何かも含めて、説明をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 井上教育課社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（井上 恭輔） 教育課、井上でございます。これは、今グリンデルホールの方の調整室の下、客席の後方にカメラが設置されておるんですけども、随所にモニターが置かれていまして、舞台での公演の状況等が映し出されるようになってます。これはグリンデルホール建設当時の機材をそのまま利用してるんですけども、現在、機器不良によりまして、ちょっと出力映像に赤みがかかって、本当に見づらくなっております。モニターのほうもブラウン管タイプのモニターでして、ちょっと年数もたっておる関係で大分見にくくなっております。それで、ホール後方のカメラと併せまして、あと、舞台袖用のカメラも2台あるんですけども、そちらの更新、それからモニターのほうは、舞台袖の上手側、それから楽屋、控室、リハーサル室、それから事務所、それから調整室には2台あるんですけども、そちらのほうの更新という形で事業を進めたいと考えております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

次に、10款公債費から12款予備費、最後までをお願いします。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。予算書でいいますと111ページ、タブレットでいいますと113ページになるのかな。公債費の償還金の元金ですね、3年度と比較しますと2億円近く増えてます。この分の内訳につきましては、予算書の115ページ、タブレットでいいますと117ページに4年度中のそれぞれ償還額が書いてあります。これを見てもみますと、当然、過疎債と臨時財政対策債はそれぞれ増えて、あと、一般単独事業債が5,000万、大方6,000万ほどかな、去年と比較しますと増えておりますので、一般単独債の分の中で6,000万ほど増えた分の内訳だけを教えてくださいたいと思います。また次の機会がいいので、そういうものを教えてくださいたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。予算書の115ページのほうを少し御覧いただきたいと思います。一般単独債につきましては、増えた部分は、先ほど三谷議員言われたように、臨対債でありますとか過疎債が増えているんですが、一般単独債の分だけを申し上げますと、この部分で5,800万ほど増えてるわけでございます。内容としましては、緊防債ですね、緊急防災・減災事業で行ってます防火水槽でありますとかポンプ車の購入、そういった部分が増えているということ

でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

ここで総括質疑がございましたらお願いいたします。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。予算説明資料の、町長の冒頭の施政方針の中で何点がお尋ねをしていきたいと思うんです。予算説明資料の冒頭の部分の概要部分の4ページの一番下辺りに、今年度の最重点施策ということで、50年後の神河町の青写真づくりということで、町長が昨年あたりから50年後を見据えたということは何回も口にされるようになりました。この神河将来ビジョンを策定していくんやということなんですが、ここの記載を見ると、山林の再生と農業の再生を中心とした町の再生という記載があるんですね。説明資料の43ページの事業ごとの説明内容を見ると、神河将来ビジョンの策定事業ということで、ここの目的だけを見ると、神河町全般のビジョンづくりかなというふうに思うんですけども、実際のところ、この今年の最重点課題であります神河将来ビジョンの中身ですね、どんなことを考え、どういうビジョンをつくろうとされておられるのか、その辺を教えてほしいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 澤田議員の質問にお答えさせていただきます。

農業の再生、山林の再生を中心としたビジョンづくりという一方で、今言われましたような町全体の長期ビジョンという表現がなされているということでございます。これから50年後の将来ビジョンを策定をしていきたいということではあるんですが、私はこのたび、これからの神河町の地域創生含めた持続可能な神河町のまちづくりをどうつくり上げていくのかということを考えてときに、やはり短期的な目標、また中期的な目標いうものは、いろいろな計画がございます。長期総合計画については10年あるいは12年、そしてまた地域創生については5年後と、そのほか健康増進であるとか、もう様々な事業が3年計画、5年計画というものがございます。私は、それらを捉えて、やはりこの3年、5年というのは、かなり具体性を持った計画であるということでは認識はしているんですが、それは当然必要なことである。その部分が、住民にとっては非常に生活に密着した、切実な願いであるということです。それらの願いをしっかりと予算化して、実現をしていくことが当然必要であります。

しかしながら、今、国においては、カーボンニュートラル2050、あるいは地球規模でのSDGs、そして、神河町がそういった状況の中で今後どう捉えていくのか、まちづくりどうしていくのかということを考えてときに、やはり町の面積の87%、ひょっとすれば、あと20年、30年もすれば9割になってしまうような、そんな状況が生まれる中で、あわせて、人口減少に歯止めがかからない、山間部の農地や山林、そして

また人も含めて、山林は荒れ果てる、農地も荒れ果てる、人は減る、そんな中で、何とか中心部においても、減少傾向にはあるけども、山間部におけるような人口の減少率ではないということは確かなわけでありまして、そのような中で、持続可能なまちづくりをつくっていくためには、やはり自然環境をしっかりと維持していかなければいけない、そこにはカーボンニュートラルという概念がありますし、SDGsというところもあります。そこを、しっかりと30年、50年後を見据えたときに、山の状態はどうあるべきなのか、また、その神河町の限りある農地を活用した農業政策というものはどうあるべきなのか、そういうところを、長期的な視点に立った完成図を、予想図をまずつくり上げたいというふうに考えているわけでありまして。

午前中の議論の中、機構改革、新しい課の設置というふうな名称変更ですよ、そういうふうな中に川の、水産というところの考え方どうなんだということありましたけれども、担当課長も申しあげましたように、やはり山の再生がしっかりできることによって、それが農業分野あるいは水産分野に好影響が出てくるということだというふうに捉えております。そんな中で、この概要説明書の4ページの最重点施策としては、まず、この山の再生、農業の再生、ここは外すわけにはいかない、そういう強い思いで記載をさせていただいたわけでありまして。

しかし、それをやったからといって完結するわけではございません。ここを起点としながら、あらゆる政策について皆さんと議論をしながらイメージ図を、完成予想図をつくり上げたいと、そういう思いでございまして。したがって、ここに持っていくというのは、基本はございまして。山が元気である、もうここは絶対やと思ってるんですね。そうすることによって、人と野生動物との共生という部分もかなり改善できるわけでありまして、そういうところはしっかりと私の中ではイメージしていきながら、その策定の段階においては、この策定の委員になっていただく皆様方と共通認識を深めながら、ぜひ策定していきたいというふうに思っております。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） ありがとうございます。説明資料の43ページを見ると、この所管課がひと・まち・みらい課ということになっております。午前中にも議論した農林政策課ですね、政策を定めていこうと、検討していこうという農林政策課。そのときも言いましたけども、その農林の部門だけではなくに、町長も今、神河町全体の施策の将来像であると、神河町の将来像、50年後の将来像であるということでしたので、ひと・まち・みらい課が中心となられますけれども、全ての課が一緒になってつくっていただきたいと思っております。

それと、やはり若い職員の方々の知恵も出していただきたい。そして、アンケートの実施とありますので、住民の方々広く、若い世代の方々の意見も集約できるような、そういう取組をお願いしておきたいと思っております。これはお願いです。よろしくお願いいたします。

続けて、もう1点お尋ねしたいんですけども、同じく施政方針の中の概要の14ページですね、全般の、魅力と活力の産業を育てるというところの14ページ。観光振興について記載があるわけですけども、残念ながら、この中身を見ると、町の施設、町の指定管理者を中心とした記述ばかりでございます。この間、コロナ禍で閉塞感が物すごくあります町内の商工業、観光業の方々への支援が必要だと思いますし、その再生に対しての手だてが必要だと思うんですね。そういう中で、ここの記載に、いわゆる商工業者、観光事業者の方々への記載がほぼないという状況で残念なんです。よければ町長のほうから、年末の商工会との行政懇談会、また年明けに行いました議会と商工会の神河フォーラム、そういった中での商工業者の方々からの御意見も踏まえて、今後の取組、意気込みをお聞かせいただきたいと思うんですが、商工振興費を見ますと、残念ながら、対前年度の予算が2,879万円減額になっとんですね。商工費全体で見ても3,000万を超える減額になってる。こういうコロナの状況で本当に疲弊している、やはりその再生にもっと力を入れるべきではないかなと私は思うんですけども、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 説明資料の14ページについてというところでございますが、細かく書き切れてない部分はございます。しかしながら、観光協会、商工会はじめというふうな中で、商工業者ということになってくれば、まず窓口は商工会ということになりますので、その商工会との意見交換会ということは年間通じて行っておりますし、令和3年度においては、先ほど申されましたように、フォーラムも商工会のほうで企画していただいて、中播磨県民センター長も来ていただきながら意見交換もさせていただいたところでございます。

そのような中で、令和3年度、2年度については、かなり新型コロナウイルス対策の臨時交付金等も活用しながらやってきているという部分がございますが、今後は、その臨時交付金も、これまでどおりに交付がなされるという状況にはないわけでありまして、そんな中で、神河町としてできる限り全力で予算化すべきところは予算化をして進めていくという気持ちは変わってはいません。今後も、ハード部分もありますが、どういんですかね、これからの神河町の地域創生、将来ビジョンも含めて、商工会の方々も含めた中で策定をしていく、そういうところに力を入れていきたいという思いはございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 最後の1回です。同じく概要の一番最後のほう、16ページの中段に神河町の職員のことを書いてあります。神河町の将来と住民の視点を第一に、住民目線で考える職員を育てていく必要がありますという記載があります。ここでいう住民目線で考える職員というのは、具体的にどのような職員像を望んでおられます

か。今現状でこういう課題があるので、今後期待される職員像、ここでいう住民目線で考える職員とは、具体的にどのようなことを期待されているのか、お願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 住民目線で物事を考える職員とはどういう職員なのかという問いでございます。

私のほうからは、基本的な考え方というところを申し上げたいと思います。行政各種事業を推進する上において、我々は神河町職員として、いわゆるサービスする側、サービスを提供する側という立場にあります。住民の皆様はサービスを受ける側、受益者ということになるわけです。そして、住民の皆様がどのように、どういう事業展開をしたら喜んでいただけるのか、満足度を上げることができるのかということは当然考えるわけではありますが、ここで間違っはいけないのは、最後までサービスする側、サービスを提供する立場でそれを考えるのと、自分が受益者である一人の住民になったときに、行政からどんなサービスを受けたら満足できるのか、この視点が、そこを間違えると、かなりこの結果としては大きく差が出てくるというふうに思っております。どうしても我々はサービスをする側でありますので、やはり、例えば行政用語をついつい使ってしまう、そういうこともできるだけ住民に対してはしないように、分かりやすい言葉で説明をしなければいけないというふうに思っております。だから、常に、サービスを提供する側ということではあります、やはり自分がサービスを、どのようにサービスを受けたら満足できるか、そこを、自分が受益者になったときのことを考えてこの仕事をしていく、そうすることによって、住民満足度が高まっていく、ここを基本にこの行政事務に当たっていくということを基本にしてくれということを常に言っているところでございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。少しだけお尋ねします。16ページですね、概要の16ページの中、真ん中辺りで、大きく膨れ上がった予算総額の縮小と併せて、財政調整基金に頼らないとありますけれども、来年度、4年度は3年度に比べてちょっと一般会計は増えてるんじゃないかなと思うんですけども、その辺り、これから先、この予算総額をどう下げていくかというのは、どのようにお考えになっているかなということをお尋ねする、今年は去年よりも増えている、しかし、来年はどうかというふうなあたりをお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。今年度につきましては、御指摘のとおり9.1%の増ということで、例年になく予算規模が膨れてございます。そういった中であります、私も予算編成作業の中で、これは全く変わっておりません、基本的には財政調整基金に頼らない、いわゆる収支均衡を図っていく。

それから、後々の世代のほうに負担を残していかないというところで、過剰に地方債の借金に頼るといった財政体質というのは、今後の健全な財政の在り方というところではそういうふうにならないようにというところで、これが財政の運営上の基本としております。そういいながらも、コロナをはじめ、こういった中で、行政に対する行政需要は増えていってる、むしろそういった中で、人口減少対策、高齢化、そういった部分でもきっちりとそこら辺の部分をやっているといけないというところで、非常に難しいところでございます。

財政的な指標とかそういったものは、事業費を落としていけば自然と落ちていくってところが当然であります。しかしながら、そういったところではなしに、しっかりと基礎になる財政部分は健全化を図りながらも、必要なところの部分については、きっちりとバランスを取りながらやっているとけないというところだと思っております。基本的には、キーワードにありますように、継続と、そして町が持続的な町になるために発展をしていくといったところを基本の考え方としております。そういったところの基礎になる財政の健全性というところについては、しっかりと考え方を持って取り組んでいきたいというふうに思っております。

ですので、今後はいろいろな事業につきましても、少し集中できるものは集中する、今は少し抑えていく、そういったところのめり張りも必要かなというふうには思っております。令和4年度以降、同じように必要なことも、また、広域化の行政の中でも需要が予測をされるわけですが、そういったところも十分に計画性を持ってやっていくというふうなところで、まず、変わることなく収支の均衡を図っていく、過度に借金に依存しないということに留意しながら財政の運営について努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

以上で第30号議案に対する質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、委員会条例第6条の規定により、8名の委員で構成する予算特別委員会を設置し審査を付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第30号議案は、予算特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任を行います。

選任については、議会運営基準第120条の規定によって、議長から指名します。

安部重助議員、三谷克巳議員、小寺俊輔議員、吉岡嘉宏議員、小島義次議員、藤森正

晴議員、栗原廣哉議員、澤田俊一議員、以上 8 名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました 8 名を予算特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、議長指名の 8 名を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会で互選していただくこととなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開を 15 時 45 分といたします。

午後 3 時 20 分休憩

午後 3 時 45 分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

休憩中に予算特別委員会が開催され、正副委員長の互選がされておりますので報告いたします。

委員長に澤田俊一議員、副委員長に三谷克巳議員がそれぞれ互選されましたので報告します。

日程第 26 第 31 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 26、第 31 号議案、令和 4 年度神河町介護療育支援事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、お願いします。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますので、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第 31 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 27 第 32 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 27、第 32 号議案、令和 4 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、お願いします。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第32号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第28 第33号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第28、第33号議案、令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第33号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第29 第34号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第29、第34号議案、令和4年度神河町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。大変申し訳ありませんが、今朝ほど予算説明資料の差し替えをさせていただきました。内容につきましては、介護保険の地域支援事業、これの国県補助金についてでございます。この地域支援事業には、介護予防・日常生活支援総合事業の分に対する補助金と、それ以外の部分についての補助金が2つあります。説明資料のほうで、紙ベースでは3ページ、4ページ、5ページ、それからタブレットでは35ページ、36ページ、37ページ、そちらのほうで、「以外」という文字が抜けております。その分をタブレットのほうでは赤字で訂正をさせていただいておりますので、大変申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう1か所、4ページになりますが、積算式の答えの数字が説明資料のほうと予算書のほうが違っております。その分につきましても、赤字で訂正をさせていただいておりますので、大変申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） よろしくお願ひをいたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。予算説明資料の8ページと9ページなんですけども、まず、予算説明資料の8ページの上から3段目ですね、地域支援事業の一般介護予防事業費、この中のその枠の主な事業、事務事業の内容の一番下ですね、一般介護予防事業評価事業委託料が上がってると思うんですけど、これの中身を教えてください。もう1点は、その次のページの上から4段目、生活支援コーディネーターの委託料です。生活支援協議体の設立に向けて、社協のほうは本当に一生懸命頑張っておられると思うんですが、残念ながら私の知ってる範囲では、30集落分のうち14集落しか今生活支援協議体ができてない。ここ数年間ずっと取組をしてるんですが、もう本当に停滞している状況なんです。これをほかの集落にも進めていく取組ということで、過去にも申し上げて、フォーラムですとかケーブルテレビでの対応というふうなこともやってこられたんですけども、なお進んでいない状況で、本年度どういふふうに取り組まれるのか。委託料として社協に払ってますけども、町としてやっぱり積極的に何か取組をしないと進んでいかないと思うんですが、以上2点お願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 保西健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（保西 瞳君） 健康福祉課、保西でございます。ただいまの質問の中のまず1点目の委託事業についての回答をさせていただきたいと思えます。

この一般介護予防事業の評価事業についてでございますが、実際今、神河町では、一般介護予防事業、いろいろとやっております。その中で、これまでできてなかったといえますのは、この介護事業がどのように効果をなしているか、あるいは地域の中でも、いろいろと集い場の中では体操教室とかさせてもらっております。その事業の効果をやはり見える化をしていく必要があるなというふうに考えておりました。そこで、委託先といたしまして、この介護予防事業の評価を専門的にしています一般社団法人日本老年学的評価研究機構というのがございます。そちらに委託をするものでございます。この研究機構を利用することによりまして、介護予防事業の効果をはじめ、通い場参加による要介護認定率の抑制効果を検証することができます。あと、これらの介護予防事業の在り方を多角的に検討することにつながりますので、集い場の運営に関する地区のボランティアさん等々につきましても、この評価を用いて結果を説明することによって、ボランティアさんのモチベーションも上げていきたいというふうに考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。澤田議員の2つ目の質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

生活支援協議体につきましては、議員おっしゃったとおり、40集落中、今14集落

ということで、ここ数年、それから増えていないというような状況でございます。本年度につきましても、3月に福本区で取り組んでおられる内容等をフォーラムで皆さん方に御紹介をしたいというふうな予定もしておりましたが、コロナのまん延防止が再発されましてできないというような状況で、6月の4日の土曜日の日にそのフォーラムを開催する予定で今準備を進めております。東京のほうから講師の先生も来ていただいて、取組の、講演についても説明を受けたいというふうに思っていますので、また、議員の皆様、また各区の自主防災の皆様をはじめ民生委員様、お声かけをさせていただいて、実のあるフォーラムにしたいというふうな思いを持っております。

14集落から伸びていないという中で、今、総務課でも中心に地域自治協議会ということで話のほうを進めていただいております。民生福祉常任委員会の中でも、そちらと地域自治協議会と、あと生活支援協議体、どういうふうに並行で行っていくのかというような質問もあったんですけども、こちらが考えてるのは、地域自治協議会が出来上がれば、その中に福祉とか生活支援の部会的なものできて、その中で話合いの場ができればありがたいなというふうに思っていますし、いや、自治協ができる前に生活支援協議体を先に立ち上げたいんやというようなお声をいただければ、こちらのほうもその支援を進めていきたいというふうに思っております。どちらが先になるか分からないところもあるんですけども、並行して取組を町としては進めていきたいというふうに思っていますので、また、御案内をさせていただくフォーラムについては、御参加のほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第34号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第30 第35号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第30、第35号議案、令和4年度神河町土地開発事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第35号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第31 第36号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第31、第36号議案、令和4年度神河町訪問看護事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第36号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第32 第37号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第32、第37号議案、令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第37号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第33 第38号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第33、第38号議案、令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第38号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第34 第39号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第34、第39号議案、令和4年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第39号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第35 第40号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第35、第40号議案、令和4年度神河町水道事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第40号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第36 第41号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第36、第41号議案、令和4年度神河町下水道事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 1点ちょっと確認させてください。説明資料の32ページですね。固定資産の購入費で、車両購入175万となつとんですが、これは175万で間違いはないんですか。ちょっと確認です。

○議長（廣納 良幸君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 軽トラック1台の購入を計画しております。間違いございません。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第41号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第37 第42号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第37、第42号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。今年になってから住民アンケートを取られたと思うんですね、郵送で。この前の常任委員会的时候には、まだ速報ということで、病院が必要か必要でないか等々の部分であったと思うんですけども、今度の予算特別委員会にそのアンケートの集計の状況を、出せる範囲で結構ですので資料提供をお願いできないかなと思うんですけども。議長、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 春名病院事務長。

○町参事兼病院事務長（春名 常洋君） 病院事務長、春名でございます。住民アンケート調査ですが、何とか今週中にはまとめたいと考えておりますので、次回、御説明させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第42号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第38 承認第1号

○議長（廣納 良幸君） 日程第 3 8、承認第 1 号、神河町第 3 期健康増進・食育推進及び自殺対策計画の策定の件を議題とします。

承認第 1 号に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより承認第 1 号について採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、承認第 1 号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 3 9 承認第 2 号

○議長（廣納 良幸君） 日程第 3 9、承認第 2 号、神河町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定の件を議題とします。

承認第 2 号に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより承認第 2 号について採決をします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、承認第 2 号は、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 4 時 1 2 分休憩

午後 4 時 1 4 分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

追加日程第 1 発委第 1 号

○議長（廣納 良幸君） ただいま、議会運営委員会、安部重助委員長から、会議規則第

14条第2項の規定により、発委第1号が提出されました。

本件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、発委第1号を日程に追加し、議案とすることに決定しました。

追加日程第1、発委第1号、ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現に関する決議の件を議題とします。

事務局、発委第1号の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

発委第1号 ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現に関する決議

○議長（廣納 良幸君） 提出者の説明を求めます。

議会運営委員会、安部重助委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 提案理由を申し上げます。ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現に関する決議について提案の理由を説明申し上げます。

世界を震撼させているロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、力によるウクライナの主権と領土の明確な侵害で、国際秩序の根幹を揺るがすものであり、平和的解決を求める全世界の願いもむなしく軍事行動という最悪の手段を行使したロシアの暴挙は、厳しく糾弾されるべきであります。恒久平和のまちを宣言している我が町としても、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対して強く抗議するとともに、ウクライナ国民と現地在住の日本はじめ各国の国民の安全確保及びウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現を強く求め、発委第1号を提出するものでございます。

以上で発委第1号の提出の理由について説明を終わります。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 説明が終わりました。

発委第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑ないようです。質疑を終結します。御苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより発委第1号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、発委第1号は、原案のとおり可決しました。

○議長（廣納 良幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここでお諮りします。委員会に付託した議案審査のため、明日から3月16日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、明日から3月16日まで休会とすることに決定しました。

次の本会議は、3月17日午前9時再開とします。

本日はこれにて散会とします。御苦労さまでした。

午後4時20分散会
